

平成 25 年第 1 回定例会

# 朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 3 月 6 日 開会

平成 25 年 3 月 21 日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成25年第1回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月6日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議会改革特別委員長の報告	7
○請願・陳情の報告	9
○議案第4号から議案第35号までの上程	9
○議案提案説明	9
○議案内容説明	21
○散 会	22
○署名議員	23

### 第 2 号 (3月15日)

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	25

○開 議	2 6
○議事日程の報告	2 6
○会議録署名議員の指名	2 6
○諸般の報告	2 6
○一般質問	2 6
高 橋 廣 美 君	2 7
塩 原 正 由 君	3 1
中 村 賢 郎 君	3 7
武 田 栄 市 君	4 9
塩 原 龍 三 君	5 8
塩 原 操 君	6 0
林 邦 宏 君	6 6
三 村 清 君	7 2
斉 藤 勝 則 君	7 9
○散 会	9 1
○署名議員	9 3

### 第 3 号 (3月21日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開 議	9 7
○発言取り消しの申し出について	9 7
○議事日程の報告	9 8
○会議録署名議員の指名	9 8
○諸般の報告	9 8
○庁舎研究特別委員長の報告	9 8
○常任委員長の報告	1 0 1

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	102
○議案第4号から議案第35号までの質疑、討論、採決	103
○追加議案 議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議第2号の一 括上程	117
○議案提案説明	117
○議案内容説明	118
○議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議第2号の質疑、討論、 採決	119
○朝日村選挙管理委員及び同補充員の選挙について	121
○報告第1号の報告	123
○閉会中の継続審査及び調査の申し出について	123
○村長挨拶	124
○閉 会	125
○署名議員	127

平成25年朝日村告示第6号

平成25年第1回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月28日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成25年3月6日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成25年第1回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成25年3月6日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 議会改革特別委員長の報告

第 5 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 6 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 7号 朝日村企業立地の促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 8号 朝日村情報施設設置条例の一部を改正する条例について

第11 議案第 9号 朝日村防災会議条例の一部を改正する条例について

第12 議案第10号 朝日村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

第13 議案第11号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第14 議案第12号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第15 議案第13号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第16 議案第14号 朝日村指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防

- サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第17 議案第15号 朝日村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第18 議案第16号 朝日村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第19 議案第17号 朝日村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第20 議案第18号 朝日村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第21 議案第19号 朝日村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第20号 朝日村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第23 議案第21号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第22号 辺地に係る総合計画の策定について
- 第25 議案第23号 平成24年度朝日村一般会計補正予算（第6号）について
- 第26 議案第24号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第25号 平成24年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第28 議案第26号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第27号 平成24年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第28号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第31 議案第29号 平成25年度朝日村一般会計予算について
- 第32 議案第30号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第33 議案第31号 平成25年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第34 議案第32号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第35 議案第33号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計予算について
- 第36 議案第34号 平成25年度朝日村下水道特別会計予算について
- 第37 議案第35号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第38 議案提案説明
- 第39 議案内容説明

---

出席議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課 課長補佐	上條晴彦君
総務課 副主幹	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成25年第1回朝日村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 中 村 賢 郎 君

2番 武 田 栄 市 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの16日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果報告が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎議会改革特別委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、高橋廣美君。

〔議会改革特別委員長 高橋廣美君登壇〕

○議会改革特別委員長（高橋廣美君） それでは、議会改革特別委員会から報告をいたします。

お手元に配付してある報告書をごらんいただきたいと思います。

まず第1、調査事項ということで地方分権時代における朝日村議会の改革についてということに取り組んでまいりました。

2番目として、調査の経過、そちらの表にある6月23日からありますとおり、ごらんいただきたいと思います。

次に、裏面を見ていただきたいと思います。

3番目の調査、検討事項等の内容についてご説明申し上げます。

まず第1、議会改革の必要性について検討するというところで、各議員から問題点提出と対

策を検討するというところで上がってまいりました。

2番目、議会みずから改革すべき事項の検討と対策ということで、まず第1、閉鎖的な議会から村民に開かれ、村民参加を取り入れ、村民とともに歩む議会にしようということで進めてまいりました。

まず議会だより発行、それから会議録などのホームページ上による公開、その次に、各種団体、地区との懇談会の開催ということで進めてまいりました。

2番目、委員会による調査・研究とともに議員同士の討論を中心とした議会運営にしていこうということで取り組んでまいりました。常任委員会の活動を閉会中にも随時開催していく。また先進地視察などの勉強会の開催ということでございます。

3番目としまして、議会改革委員会としてこの改革の範囲ということで検討をいたしました。議会基本条例制定がありますが、これは議会規則のような内輪の理論ではなく、議会の役割、住民と議会との関係、執行機関と議会との関係など議会運営の根本、原則といった自治ルールを定めるものであるということですので、今回の議会改革委員会とは切り離して審議すべきものと判断をいたしました。

最後に、特別委員会の廃止についてでございます。議員みずからの問題意識に基づいて改革すべきところは改革し、一応の成果を見ることができました。今後は、形骸化することなく、より問題意識を持ち、議員みずからの研さんが必要と思われれます。また議会運営の諸問題は、議会運営委員会に諮られるべきと判断し、本日で議会改革特別委員会を廃止いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（上條俊策君） これより、ただいまありました議会改革特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略し、議会改革特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止については、委員長報告のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止については、委員長報告のとおりと決定いたしました。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第5、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

#### ◎議案第4号から議案第35号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第6、議案第4号から日程第37、議案第35号までの議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第38、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成25年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、国政は、昨年暮れの12月26日に安倍内閣が発足をいたしました。本年1月の所信表明で「経済再生」、「震災復興」、「危機管理」に全力を挙げるとし、最大かつ喫緊の課題として、経済再生・デフレからの脱却を目指す「三本の柱」と言われる「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」を推し進めるとしております。

これにより、総額13兆円余の大型補正予算が組まれました。アベノミクスという言葉が流

れておりますが、補正予算が一つの弾みになり、私ども地方の景気回復、雇用創出効果に期待をするものでございます。

一方、県は、現在開催中の県議会におきまして、新総合5カ年計画を提示をいたしました。新年度予算は総花的であります。経済、雇用対策は当面の最終重要課題と位置づけております。また、少子化対策の充実と移住・交流の促進を図るとしておりまして、出会いサポーター制度の創設や、県内への移住者促進に長野県移住・交流センターの充実を図るとしております。

それでは、任期の折り返しを迎えた今定例会でございますので、今までの取り組みを踏まえ、新年度の村政運営に当たりまして、基本方針並びに具体的な施策等につきまして、若干申し上げます。

村政執行の基本的考え方は、私の公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念とし、まして、「個性あふれる 生き生きとした 力強い村づくり」を目指して取り組むものでございます。また、具体的施策の立案に当たりましては、平成21年度に策定をいたしました第5次総合計画と調和し、しかも急を要する重要課題を優先しまして、なおかつ国の緊急経済対策、県の動向等を把握して、事務事業の実施を図るものでございます。

まず初めに、危機管理対応についてでございます。

私は、村民の安全・安心対策を就任時、いわゆる東日本大震災以前から順次取り組みを行ってきておりました。災害時の初期対応に防災行政無線網を整備をしまして、デジタル化では、県内でいち早く取り組みをしまして、効果があらわれているところでございます。そのほか、全分団の消防車両の更新、消防団詰所は1分団以外は耐震化工事の完了、消防法の改正に伴いまして、火災警報器の全戸配布、そして設置、団員活動の備品の充実、各区ごとに防災倉庫の設置及び大釜の設置等々、整備をいたしております。新年度は、ジェットヒーター、発電機、ブルーシート、非常食等々、防災用備品の充実を図ってまいります。

また、去る1月、松本広域3市5村の松本ブロック社会福祉協議会が災害時の相互応援協定を締結をしまして、その後、全県組織で社会福祉協議会が応援協定を結び、連携が図られることとなりました。

なお、全国町村会の依頼によりまして、東日本大震災の被災地であります宮城県山元町へ、当村職員1名を昨年4月から1カ年派遣をいたしましたことから、山元町斉藤町長から丁寧な礼状をいただいているところでございます。

次に、財政の健全化についてでございます。

朝日村が朝日村として持続するため、また村民が安心して暮らせるためには、村の台所であり財政の健全化は重要なこととございます。

おかげさまで、議会を初め、村民の皆様のご理解、ご協力及び職員の努力によりまして、財政状況は好転をしております。今定例会で承認いただきますと、私が就任以来6カ年で16億円の積み立てができ、就任時の9億円と合わせますと、総額25億円の積み立てとなりますので、今後、予定されております役場庁舎、保育園、それぞれの新築及びかたくりの里増改築の資金となるものでございます。

次に、役場庁舎についてでございます。

去る2月26日に、1年5カ月にわたり村民合意を進めてきました役場庁舎研究検討委員会から基本構想の答申をいただきました。

また、議員の皆様には、独自に庁舎研究特別委員会を設置し、研究、検討をされ、昨日ご意見を賜ったところでございます。

これを受けまして、今後につきましては、新年度に20人ぐらいによる建設委員会を発足をし、基本構想をベースにした学者等専門的意見を取り入れた実施計画、実施設計を進めてまいる所存でございます。

次に、保育所についてでございます。

去る1月に、保育所建設委員会が発足をいたしました。新年度には具体的な実施計画及び実施設計を進める段取りでございます。

次に、かたくりの里及び社会福祉協議会についてでございます。

昨年12月の理事会において、新しく検討委員会が発足をし、提言に基づきます6項目にわたる検討がされる中で、直ちに取り組むもの、時間をかけて取り組むもの、施設については整備内容等、所有者の村と協議をし、施工について村へ要望するもの等が、研究検討されております。直ちに取り組む組織の見直しにつきましては、今月下旬に開催をされます理事会及び評議員会で決定されますと、新年度から新しい体制となるものでございます。

次に、人口確保対策についてでございます。

少子高齢社会が進行し、人口減少時代を迎えております現在、いかにして人口減少を抑制することができるのか、各自治体の大きな課題となっております。

そこで、一つには、未婚者の結婚しやすい環境づくりとして、今まで、機会あるごとに村民の皆様にご理解、ご協力をお願いしているところでございます。先ほども申し上げましたが、県は、新年度、これは仮称ではありますが、結婚を支援する「出会いサポーター制度」を

立ち上げる方針でありまして、この動向を注視してまいり所存でございます。

当村におきましては、本年1月に各種団体9団体の皆さんと話し合いを行い、結婚支援のため、役職でなくボランティアで数年にわたりご協力をいただける方を推薦いただきましたので、近いうちに会議を持ちまして、ボランティアでの自主的活動に期待をするものでございます。

また、村内に移住していただく定住促進事業、空き家バンク制度を平成22年度から実施し、現在足かけ3年で5世帯36人の方が転入をされております。

なお、現在空き家バンク登録住宅は8件でございまして、空き家をお持ちの皆様にはご理解をいただき、ご協力をお願いするものでございます。

そのほか、新年度は新規に新築住宅希望の皆さんに、村土地開発公社が宅地造成を行い、秋以降をめぐりに公売の予定としておりまして、若い皆さんには値打ちな価格設定を考えているところでございます。

次に、公共交通についてでございます。

3年間の実証運行後、平成24年度、本年度から本格運行へ移行をいたしました。おかげさまで村民の皆様のご理解により、年々利用者が増加しておりまして、広丘線の定期バスは山形村の一部、松本市今井区及び笹賀の一部の皆さんもご利用されておりまして、利用者は平成23年度より10%増となっております。村内のデマンドタクシーにつきましては、利用者は平成23年度と横並びという状況でございます。

次に、一般家庭用のごみ処理についてでございます。

平成24年度、本年度から2市2村によります松塩地区広域施設組合を発足をし、一般廃棄物のごみ焼却を共同で運営してまいりました。おかげさまで運営につきましては順調に推移をしているところでございます。

また、平成18年から処理をしております塩尻朝日衛生施設組合の小野沢にございます最終処分場につきましては、分別収集の徹底、人口減少時代、長引くデフレ経済社会での生活防衛等の要因によりまして、処理灰の埋め立てが計画時よりも少量となってきました。

そこで、最終処分場活用は当初計画では15年を見込み、平成32年までとの計画でございますが、小野沢区最終処分場連絡会議に諮りまして、最終処分場の使用期間の延長をお願いしてまいり所存でございます。

次に、成年後見支援事業についてでございます。

少子高齢社会及び核家族化の進捗により、新年度新規に高齢者、障害者等の判断能力の低

下した方が、安心して地域で生活できるよう成年後見制度支援体制の構築を図りまして、村民の権利擁護を推進するものでございます。

実施に当たりましては、松本市社会福祉協議会成年後見支援センターへ加入をし、2市5村によります広域的取り組みで運営をするものでございます。

次に、地下水対策についてでございます。

まず初めに、貴重な水源林野を外国資本に無断売却させないため、平成23年度に私ども中信地区水源林造林協議会で決議をしまして、全県組織で決議後、平成23年10月に県知事への要望を初め、中部地区水源林造林協議会連合会で決議をいたしまして、全国組織で決議がされた後、国へ要望をいたしております。

これは、我が国の森林法は整備ができておりまして、私どもの要望等により平成24年度に法の一部改正がされました。しかし、外国資本が我が国の森林買収を1ヘクタール以上について、売買後に届け出が義務づけられただけでございます。

そこで、機会あるごとに知事に要望を申し上げてきたところ、現在開会中の県議会におきまして、土地取引等の事前届け出制の新たな条例を制定するとしておりまして、要望活動が功を奏したところでございます。

一方、地下水豊富な中信地区は、土地所有者が自由に地下水利用ができる現状を踏まえまして、中信地区の4市1町6村が連携をしまして、地下水を国民共有の財産として、公水と位置づけまして、地下水を保全するため、現行の法制では地下水や湧水等の保全を目的とした法律がないため、このたび、地下水を公水と位置づける法整備の要望を関係省庁に提出したところでございます。

次に、農業についてでございます。

まず、当朝日村は農業立村として、県内では有数な農村地帯であり、レタスを主とした葉野菜が中心の経営でございまして、昨年の経験を踏まえ、本年は安定した価格及び出荷に期待をするところでございます。

そこで、村としては、先人、先輩の時代から農家の皆さんが働きやすく効率のよい作業環境に努めてきているところでございまして、基盤整備には力を注いでいるところでございます。

平成24年度は、古見原農道につきまして1.5キロメートルの道路改良を行い、平成23年度から25年度の3カ年にわたり、古見原から西洗馬への小野沢くり揚場の送水幹線管路の布設がえ工事を700メートルにわたり施行し、事業費5,600万円でこの新年度に完了する運びと

なりました。

また、本年度と新年度で計画をしました西洗馬調整池に屋根を設け、太陽光発電パネルの設置、これは出力150キロワット以上の事業費2億3,000万円でございますが、これは2カ年の工事が平成26年度にずれ込む予想でございます。農業調整池の上に太陽光発電パネルを設置した取り組みは、平成24年度、本年度の県の目玉事業でございます。当村と川上村の2カ所の設置でございます。完成後は注目をされると捉えております。なお、国との協議がおくれていたため売電価格は今のところ未定でございますが、平成26年度の早い時期に完成しますと、農家の皆さんが借入れをした借金の返済をしながら、朝日地区の経常経費でありますポンプアップ等の管理費に充当できるものと捉えております。

次に、小水力発電についてでございます。

梓川の水利を利用して農業経営をいたします5団体で構成する中信平土地改良連合は、老朽化した梓川の頭首工の更新を初め、梓川隧道、導水路、幹線水路等の改修を行うため、国・県の事業により、当初計画は平成17年度から平成25年度の9カ年にわたり、中信平2期農業水利事業として、事業費180億円を投入しまして、各種事業を実施しているところでございます。

この事業で、幹線水路を利用した小水力発電所を建設しまして、農業水利施設の維持管理費の低減を図るため、平成23年度、24年度の2カ年で梓川の花見地区で工事が進められております。事業費は16億3,000万円と最大出力は464キロワットと言われておりまして、一般家庭用に換算しますと、920世帯分の年間消費電力量に匹敵するものでございます。

なお、工事が若干おくれており、本年7月には稼働の予定となっております。この国の第2期事業につきましても、全体計画も1年延長となり、26年度に完了の予定となっております。

次に、TPPについてでございます。

安部総理は、さきの日米首脳会談におきまして、TPP参加は聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったという発言をされております。TPPの特徴は、聖域なき関税撤廃を前提にしているとの認識から、去る3日に、JA松本ハイランド管内の緊急集会が開かれまして、例外なき関税撤廃には断固阻止するなど、5項目の決議がされました。直ちに、当日出席をされました政府・与党の衆参議員2人に決議書が渡されたところでございます。

TPPに関しますJAグループの考え方は、安部総理が発言されました聖域なき関税撤廃が前提でないという認識であれば、米、麦、牛肉、乳製品、甘味資源作物など、我が国農業

における重要品目の除外を必ず実現しなければならないとしております。

農業は、まさに国の基でございまして、日本の食文化は今後とも守っていかねばならないものでございます。

次に、商工業についてでございます。

安部政権になりまして、長引くデフレ経済社会及び記録的な円高状況から、変化の兆しは見られますが、地方経済はいまだに厳しい状況が続いております。商工業の皆さんには一刻も早い明るい光が差すことを願うものでございます。

このような状況の中で、朝日村商工会では、本年10月に朝日村大博覧会を計画されておりました、J A朝日支所を初め、村内の各団体に協力依頼をされ、今まで取り組まれていなかった分野の開拓に取り組み、朝日村の魅力を発信するとのことでありまして、村民の皆様の積極的な参加、協力に期待をするものでございます。

また去る4日には、おとといでございますが、J A松本ハイランド朝日支所の生活店舗が改装オープンをいたしました。利用者からは買い物しやすくなったとの声が聞こえておりまして、これを機会に多くの皆さんのご利用を願うものでございます。

今、まさに、村内商店が極めて少なくなっている現在、村民の皆様には、商店がなければ困るとの思いは多くの方々にあると感じられますので、一人でも多くの皆様からご協力をいただきたいと存じます。なお、高齢者や体の不自由な皆さんには、デマンドタクシーくるりん号を気軽にご利用されますようお勧めをするものでございます。

昨年6月に、地鎮祭を行い、工場建設をしておりました株式会社東京堂が、来る3月27日に竣工式を行うこととなりました。従来の流通センター6号棟に接続をしました7号棟として、延べ床面積4,685坪で、フラワーアレンジメント等の製造部門を新しく、いわゆる新設しまして、従来からの営業倉庫の機能をあわせた施設とのことでございます。商品管理には最新鋭のシステムを導入しまして、屋根上には太陽光発電を設置して、時代の先端を行く流通センターということでございまして、今後、順調に運営されるよう期待をいたしております。

次に、株式会社I H I シバウラについてでございます。

平成17年に誘致をしました株式会社I H I シバウラにつきまして、当初計画は、小型ディーゼルエンジン製造工場として3期工事までの計画が示されておりましたが、平成18年の1期工事で中断をされております。このことは、機会あるごとに議会を初め、村民の皆様にお話し申し上げておりますので省略をさせていただきます。このたび、株式会社I H I シバ

ウラ朝日工場では、当初計画を変更しまして、太陽光発電事業を行うことになりました。計画によりますと、現在の工場棟の南東の空き地に工場用地の約50%に1万枚のパネルを設置しまして、発電容量は2,300キロワットで、年間発電量は250万キロワットを予定しております。これは一般家庭に換算しますと、700世帯相当の発電量ということでございます。

工事着工は、来る4月から8月ごろに竣工を見込みまして、9月には売電される予定とのことでございます。

いずれにいたしましても、誘致以来長年の時間が費やされておりますが、企業の厳しい経営での取り組みであり、早く軌道に乗るよう期待をしております。

次に、新信濃変電所についてでございます。

ご案内のとおり、平成23年3月に発生をしました未曾有の東日本大震災に伴います福島第一原発の大災害によりまして、安全確保のため、国内の原子力発電所は1カ所を除きまして、全て運転停止となっております。このことは、国内の電力需給が逼迫し、電力の有効利用は重要なこととなっております。

そこで、2年前にあるルートから私のところに打診がありまして、国の段階で検討がされ、本年1月に国内9電力会社名で東京中部間連系設備の増強についての公表がされました。

電気の周波数は、東日本が50ヘルツ、西日本は60ヘルツとなっており、この間の電力融通は50ヘルツと60ヘルツの周波数変換設備が必要でございまして、国内では3カ所に交換施設があるわけでございます。

現在、新信濃変電所の周波数変換能力は60万キロワットであります。今回の計画では90万キロワットを増強し、国内3施設合わせて、現在120万キロワットを210万キロワットにレベルアップする計画となっております。工期につきましては、向こう7カ年をかけた事業でございまして、平成32年度を目標に運用開始を目指すとのことでございます。

今回計画をされておりますサイクルチェンジ能力の増強は、大規模電源の広域的な停止時にも電力の安定供給ができる能力とのことでございます。

今後につきましては、具体的計画を立案するに当たり、送電線ルートについては、村内の山林に立ち入らせていただきますので、村民の皆様のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

なお、この件につきましては、後刻、議員の皆様にご説明の機会を設けることとしております。

次に、山林についてでございます。

当朝日村の山林は、戦後の植樹地が多く、戦後68年を迎えておりまして、この経過を見ますと、戦後の高度経済成長期に木材貿易が自由化されたことに伴いまして、安い外材が大手住宅産業の主流となり、国産材は大きな打撃を受け、林業従事者が激減してしまい、山林整備がおろそかになっているところでございます。

現在、村内の山林は相当量伐採期を迎えておりますが、低迷しております木材価格は、木を売れば赤字になるため、個人所有者の方は放置しているのが実態でございます。私は、機会あるごとに国内産木材の流通が軌道に乗る施策が必要と、国・県へ要望してきましたが、これはなかなか容易でないのが実態でございます。そこで国は、総務省が地域材を地域で活用し、地域主権型社会の転換を図るため、緑の分権改革制度を創設をしまして、平成23年度から3カ年にわたり、地域経済の活性化を図られるモデル例を発表をいたしました。

当朝日村は、保育園の統合一園化、役場庁舎の建設等を控えていることから、この事業を活用することといたしました。事業を活用するに当たり、三区並びに西洗馬、それぞれ生産森林組合は多くの組合員により運営をされていることに鑑みまして、木材を売却しても赤字にならない配慮をして、伐採期を迎えているカラマツの有効利用を図るものでございます。

なおこの制度は、国の財政措置であります特別交付税措置による対応となるものでございます。

次に、林道鉢盛山線についてでございます。

まず、岳沢の山腹崩落箇所につきましては、県が平成23年度から5カ年計画で、治山事業に取り組んでおりまして、事業費3億円の計画で始めましたが、とてもおぼつかなく、新年度は緑化を含めた治山事業を進めるとしております。

また、今井財産区のオタツ沢付近の2カ所が林道に崩落しておりますので、新年度にはセメント吹きつけ等の工事によりまして、5,600万円を投入し、通行の安全対策をいたしてまいります。

なお、昨年多くのボランティアの皆さんにご協力をいただきました鉢盛山登山につきましては、この冬の積雪量が何とも言えない状況でございまして、基本的には6月に開山祭ができればと捉えております。

次に、緑の体験館等についてでございます。

この地域は、辺地地域となっております。辺地計画を策定して事業実施を行ってきております。現行の計画は、平成24年度で終了となりますことから、新たに新5カ年計画を策定して事業実施をすることになり、今定例会に提案申し上げておりますので、ご審議をいただ

きたいと存じます。

なお、昨年11月の臨時会で承認をいただきましたキャンプ場への水道管接続につきましては、新年度、シーズン前に工事を完了したいと思っております。

次に、松本地区育樹祭についてでございます。

新年度に、当朝日村が松本地区育樹祭の開催当番に当たっております。開催時期は、本年10月ごろを予定しております。参集範囲は、3市5村の関係する皆さん、約300人ぐらいの予定と言われております。当日は、多くの村民のボランティアをお願いすることになりますので、あらかじめご理解を賜りたいと存じます。

次に、明るい話題を2件申し上げます。

初めに、「あさひ キラキラ レタス」本の発刊についてでございます。

このたび、東海学園大学の居崎先生が「あさひ キラキラ レタス」本を発刊をされました。居崎先生は、昨年学生とともにたびたび当村を訪れ、畑で若手農業者との研修をされ、JAの皆さんとも懇談をされ、保育園児とも交流をされ、なおかつ朝日産レタスの出荷市場でも研修をされております。この本は、A4判で40ページの編集でございます。絵本兼解説本でありますので、子供から大人までの対象となっております。これは子供を初め、保護者、栄養士のための子供と食を育む絵本として、また食と農業を通じて絆が深まればという趣旨でございます。

価格は1,680円でございます。JAの生活店舗で取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお願いし、朝日産レタスのPRに期待をしております。

次に、「朝日のあたる村音楽祭」についてでございます。

昨年8月にスキー場で開催をされました「信州フォークフェスタ」を、本年は7月13日土曜日、14日日曜日の2日間、「朝日のあたる村音楽祭」と名称を変更しまして開催されることになりました。この催しは民間独自、民力でのイベントでございます。本年は2年目となりますことから、この音楽祭が成功することによって次年度に続くこととなりますので、このことは夏場の朝日村の大イベントとしては、大きなイメージアップが図られるわけでありまして、この皆さんの成功による村への貢献は非常に高まるものであります。村民の皆さんには入場券等の補助と、いわゆる参加しやすい形を考えていきたいと思っておりますので、大勢の皆さんのご鑑賞をお願いできればというように考えております。

なお、この件につきましては、予算でお願いしてございますので、ご審議をお願いしたいと思っております。なお、具体的には今後詰め、村民の皆さんが参加しやすい体制づくりをつくり

たいと思っております。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例18件、辺地計画1件、予算13件の計32件でございます。

まず、議案第4号 特別職の職員の条例一部改正には、消防団関係項目の削除をするものでございます。

次に、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例につきましては、今まで規則で定めていた職務分類表を条例化するものでございます。

次に、議案第6号 職員の育児休業に関する条例につきましては、育児短期間勤務制度の導入による一部変更でございます。

次に、議案第7号 朝日村企業立地の促進等の条例改正につきましては、企業立地計画延長に伴う変更を行うものでございます。

次に、議案第8号 朝日村情報施設設置条例の改正につきましては、使用料徴収事務の完了に伴いました条項の削除をお願いするものでございます。

次に、議案第9号から議案第11号までの防災関係の条例変更につきましては、関係法令の改正によるものでございます。

次に、議案第12号から議案第21号までの議案につきましては、地方分権一括法の施行に伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第22号 辺地に係る総合計画の策定でございます。先ほど申し上げましたが、24年度で現行の計画が終了することにつきまして、引き続き向こう5カ年の辺地計画を策定をするものでございます。

次に補正予算でございますが、補正予算につきましては、年度末でございますので、計数整理が主なものでございまして、議案第23号の朝日村一般会計の補正予算につきましては、5,522万円を追加しまして、総額を27億7,000万円とするものでございます。

この中身でございますが、歳入では、村税の追加が2,800万円、国庫支出金が1,600万円、村債の追加が1,200万円でございます。歳出では、土地改良費2,300万円、林道の改良、いわゆる林道事業費2,900万円、財政調整基金、いわゆる積み立てに7,000万円が主なものでございます。

次に、議案第29号から議案第35号までは、平成25年度、新年度の予算でございます。

まず、議案第29号 平成25年度の朝日村一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額

が24億930万円で、前年度に対し5.8%の増となっております。

歳入では、村税が、農業所得の減による個人村民税の減、企業の大型償却資産の減価償却による固定資産税の減で、前年度対比6%減の5億6,400万円でございます。

地方交付税につきましては、前年度対比3.4%増の11億7,500万円が主なものでございます。

歳出では、人件費につきましては、一般職、特別職合わせた総額が、前年度より1,870万円減額の4億6,700万円となっております。

物件費では、国の補助事業等を積極的に取り組み、前年度対比13.3%増の3億7,300万円となっております。

扶助費では、村単事業の出産祝い金の支給、中学生までの医療費無料化の給付等を継続しまして、前年度とほぼ同額の2億1,500万円となっております。

補助費では、朝日のあたる村音楽祭への成功のための助成を500万円を新規に計上をしております。そのほか負担金の減に伴いまして、昨年対比3,400万円減額の3億4,400万円となっているところでございます。

普通建設事業費では、非常時、いわゆる災害時の対応としまして、災害防災の拠点でございますこのAYTの非常用電源設備の事業に5,600万円を投入し、補助事業を積極的に取り組んでおりまして、前年度対比1億1,100万円増の2億1,600万円でございます。

公債費につきましては、前年度対比2,100万円減の2億3,000万円となっております。

次に、議案第30号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計につきましては、予算総額が4億4,800万円で、前年度より3.6%の増となっております。

この主な要因につきましては、退職被保険者等療養給付費が伸びていることによるものでございます。

次に、議案第31号 朝日村介護保険特別会計につきましては、総額4億5,600万円で、前年度対比10.7%の増額となっております。

この主なものにつきましては、居宅介護サービス給付費の伸びと、ケアマネジメント事業等人件費の増額が主なものでございます。

次に、議案第32号 後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出の総額が4,000万円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、議案第33号 朝日村簡易水道特別会計予算につきましては、予算総額を1億1,900万円としまして、前年度対比32.8%の減額となっております。

主な事業につきましては、キャンプ場への水道本管の配水布設事業で1,370万円を盛っております。

次に、議案第34号 朝日村下水道特別会計につきましては、予算総額が3億6,000万円で、昨年度対比1%の増額となっております。

この主なものにつきましては、資産管理台帳の整備800万円、施設の延命長寿化設計事業に690万円、機器等の更新に700万が主なものでございます。

次に、議案第35号 あさひプライムスキー場の特別会計につきましては、予算総額が3,800万円で、昨年度対比12.4%の減額となっております。この事業では、リフト支柱の修繕に200万を盛っております。

なお、今会期中には、人事案件につきまして、追加提案させていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

### ◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第39、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時43分

○議長（上條俊策君） それでは本会議を再開いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時43分

平成25年第1回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成25年3月15日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

---

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	芥藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（上條俊策君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により  
3番 塩原龍三君  
5番 塩原操君  
を指名いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（上條俊策君） 日程第2、議長の報告を行います。  
報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。
- 

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

---

◇ 高橋 廣美 君

○議長（上條俊策君） 最初に、9番、高橋廣美君。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず1問目、役場庁舎建設計画と村民の利便性についてということで質問をさせていただきます。

老朽化した庁舎の建てかえ、これには異存はありません。しかしながら、1,000兆円という国の債務問題、新政権になり、いきなりの地方交付税の削減、道州制問題等、不透明な問題が多過ぎます。庁舎機能として災害発生時の対応というような最低限の機能の完備は言うまでもありませんが、ただやみくもに各関係機関からの要求をのんでいたら、資金は幾らあっても足りません。

今、分散している機能は、ある意味不便な点はあろうかと思いますが、本庁舎は、それを補う程度にすべきと考えます。大事なことは、村民から見た庁舎の位置づけではないかと思っています。

ある他市町村の庁舎建設に当たってのアンケートではありますが、庁舎へ行く回数、これはもう年一、二回が一番多いと。またどのような用件か、こういう問いには、一番は住民票、印鑑証明等の取得、また分庁舎方式、これについては不便さはどうかという問いに対しては、「余りない」というのが60%以上、こういう結果もあります。

守りの行政から攻め行政、住民密着型の行政という考えでいけば、庁舎はスリムにできるのではないかと、こんなふうに思います。いかがでしょうか。

次に、庁舎とコンビニエンスストアの融合を考えたいかがでしょうか。若い世代はもちろん、今やどの世代にとっても、コンビニはなくてはならない存在です。企業誘致という考え方から、検討の余地があるのではないのでしょうか。当然、雇用の確保にもつながるはずで

す。

以上、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の役場庁舎建設計画と村民の利便性、議員ご案内のとおり、役場庁舎の建設につきましては、各地区から選出をされました庁舎研究検討委員会が1年5カ月にわたりまして、村民合意を含め、基本構想を去る2月に答申をいただきました。

そこで、新年度には議会の皆さんのご協力もいただきながら建設委員会を発足して、具体的な実施計画、実施設計の手順で進めるものでございまして、議員ご提案の今の2つの提案につきましては、その建設委員会で検討されるものと理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 確かに建設委員会にある程度は委ねると、こういうことでありますが、当局側も確固たる信念を持って、こういう庁舎にしたいというものは持っているのではないかと思います。もう一つ、庁舎機能とコンビニという点でお尋ねをしたいと思います。

最近のコンビニの機能、これはかなり住民密着といいますか、便利さを考えたということがありまして、ATM等の機能、これはもう十分ご承知だと思いますが、公共料金のコンビニ支払いというか、それと最近は各種証明の発行も可能なコンビニも出てきたと、こんなようなことで、そういった意味で顧客サービスの機能がふえていくということで、その点でのコンビニの利用ということは役場の業務の中でお考えになったことはあるかどうか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の2問目の質問でございますが、まさにそういうのは複合型なんです、複合型は都市部に前例は幾つもあります。しかし、朝日村で、それがはっきり言って双方フォローし合えて、現実にはコンビニが住民のためにという状況になるのかどうか、その辺は含めて今後恐らく検討していくものというように考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 検討をいただくということで、これはコンビニは日本最大の小売店ですね。こういった朝日村というような地区でも、日本あるいは世界どこの地区でも同じ条件、サービスが提供できるというような、こういった末端機能があれば非常に心強いと。若い世代の定住促進と、そんな観点からも、ぜひ検討をしていただきたいと、こんなふうに思います。

1問目の質問は終わります。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。村民が安心して生活できるきめ細かい道路環境をとということで質問をさせていただきます。

今シーズンは雪が多く、また寒さも長く続き、行政も村民も大変苦勞されたことと思います。

平成25年度の当初予算の重点施策に、小・中学校の通学路の安全点検と交通安全の推進とあります。しかしながら、中学生の自転車通学を考えると、冬期の安全確保が手薄です。幹線道路は、他市町村もうらやむほどの除雪が行われております。除雪の重機オペレーターは外注、そしてあとは村の臨時職員等で行っておるというふうに思っております。

よりきめ細かい道路環境を維持するためには、村独自の緊急雇用として除雪作業員を雇い入れ、重点的に通学路と高齢者宅前等のタイムリーな除雪を行うことが必要と考えます。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、2問目の村民が安心して生活できるきめ細かい道路環境についてお答えをさせていただきます。

今年の冬は天候も不順だったため、例年に比べ除雪の出動回数も多く、特に寒さの厳しい日が続いたこともありまして、雪が溶けにくく、特に道路の路肩に雪がたまっていたのが今年の冬の特徴でございました。

村が行う除雪の箇所は107路線、延長で60キロに及んでおります。このため、なるべく効率のよい除雪をしないと通勤・通学の時間に間に合わなくなりますので、狭い箇所、また支線と呼ばれる箇所におきましては、地区にその対応をお願いしているところでございます。

このため、各地区では雪の降る前に、常会などで、今年の地区の除雪をどのようにするか話し合いを持たれていると思っております。できれば、そのときに高齢者宅の除雪を地区としてどうするかご検討いただければと思っておりますし、既に行っている地区も多いかというふうに思っております。

また、歩道の除雪につきましては、基本はそこを利用する皆様をお願いをしているところでございます。特に通学路の歩道はPTAの協力をいただいているところでありますが、土日等の休日に作業を行うということにしておりますので、議員申されるように、タイムリーに行うということが難しい状況でございます。特に今年は東電道路のように、除雪をしても次の日には畑の雪が舞い込んでしまい、通れなくなってしまう。そのような点がございまして、管理に課題を残した形でございます。

今後につきましても、基本的な考えは皆様に除雪をお願いしたいという考えに変わりはありませんが、教育委員会も含め、その対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 事前に地区で話し合いをというのは承知をしているところですが、融雪剤、塩カルなんですが、これ事前に、例えば地区長に配布をして、すぐに対応できるようにということで、先渡しというようなことは考えられますでしょうか。

○議長（上條俊策君） はい、お願いします。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 融雪剤につきましては、地区長さんのほうで必要という地区には、村のほう取りにきていただいたり、多いところ、主要な箇所は配ったりをしております、個人的にはお渡ししませんが、地区で困っているところがあれば、公道に限り使用していただくということで、地区長さんに取りにきていただいているのが現状でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。  
高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 先ほども、幹線道路の除雪のことは大変すばらしいという話をしましたが、さらにきめ細かく除雪体制、これができれば他市町村との差別化ができ、ぜひ朝日村に住みたいと、こういうことになるのではないかと思います。ぜひいろいろな方面から進めたいと、こんなふう要望といいますかを言いついて、終わりにしたいと思いません。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 塩原正由君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由でございます。

ただいまより一般質問を行います。

今回は2点について、村当局のお考えをお聞きいたします。

1点目の質問につきましては、今までも何回も申し上げてきた問題であり、人口増対策の一環であって、住宅地の造成ということも、今までも何回も私もお願い申し上げたわけですが、今回、村と土地開発公社が上組地区の向原へ15区画くらいの造成を計画しているということで、非常に私も今までお願いしてきた関係で、これはよかったかなと、こんなように思っております。

そこで、私は若者向けの住宅地造成というようなタイトルでお願いするわけですが、人口

増対策は、少子高齢化の進行により各自治体の大きな課題となっております。当村においても、今まで村外からの移住者を迎える定住促進事業の空き家バンク制度や、婚活支援組織を立ち上げ、人口増対策の一環として推進を図ってきておりますが、当村としても新年度に土地開発公社が上組地区に住宅団地を造成する計画について、若い世代にも購入しやすくするため、インフラ整備は国の特別交付税の措置を受け、村が受け持ち、道路や上下水道整備を初め集落内の桜坂公園、あるいは武居城公園内の上下水道工事や改修工事を行い、環境美化にも努め、大勢の若者に移住していただくことを願うところであります。

そこで、3点について質問申し上げるわけですが、人口増対策として、住宅造成を目的とする上で、若い世代に低価格で提供するというようなことを村長もうたっているのです、その点についてぜひ私からもお願いしたいと、こういうことでございます。

2つ目は、今後、販売状況によっては団地造成の計画について、どのように考えていくかと、こういうことをお聞きします。

3つ目は、周囲には農地が広がり、当村としては住宅地に最適な場所と思うわけですが、農地転用等の問題について、最近非常に農地転用とかそういったことが難しくなってきているということをお聞きしますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の若者向け住宅地造成についてでございます。そのうち3点、今、質問がございました。

まず1つ目に、若い世代に低価格での提供をということでございます。

この新年度計画をしております上組の向原の宅地造成につきましては、国の制度を有効活用して造成費用を極力抑え、それによりまして若い方が求めやすい低価格表示ができますよう取り組んでまいる所存でございます。

そこで、2問目でしたが、今後、販売状況により団地造成の計画はということでございますが、まずは、現在の計画が軌道に乗りまして、これがスタートし、その見通しのめどがあったころには、考えていきたいというように思っております。

そして、3点目でございますが、農地転用ということでございますが、農業用地を宅地化等に地目変更する場合は、まさに農地法の改正がありまして、非常に制約が厳しくなってお

りますが、その中で農地転用等の諸手続が極めて必要でございまして、村では法に基づきまして農業振興地域整備計画を作成しまして、農業委員会のご協力をいただいておりますところでございます。

そこで、基盤整備をしていない旧来からの土地を「白地」という表現をしておりますが、白地につきましては、条件を満たせば転用できることとなっておりますので、今回の計画はこの区域でございまして、現在手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいま村長のほうから前向きな返答をいただきまして、ぜひその状態で進めていただきたいというふうにお願い申し上げます。

2点目につきましては、若者向けの住宅造成ということですので、他の自治体の例としましては、例えば中学生以下の子供がいる家庭だとか、あるいは世帯主が45歳未満だとか、これから婚姻予定の方だとかという人を、できればそういったことの制約といいますか、えらい難しく考えないわけですが、そういったことを踏まえたり、造成地が買い取り後は、例えば横出ヶ崎団地のように、あれは大きな規模でやったので、そういうことも出たとは思いますが、塩漬けになっていたのでは困るということの建前から、その防止策として、購入したら2年くらいの中に建築完了というような制度をしたらどうかと、このように多分当局としてもそれは考えていることだと思いますが、私もこのことを心配してちょっとお聞きをしているわけですが、そんなようなことを踏まえながらやっていただいたほうがよくはないかということをお聞きいたします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の2問目の質問でございまして、まさに私が村長に就任して、横出ヶ崎団地、既に10年たっております。非常に困っております。引き継ぎのときには問題ないと言われましたけれども、私は現実的に選挙期間中、その間を回り、販売されていない土地を確認しておりますので、そんな質問をされましたけれども、これが引き継ぎがなくて引き継いだというのが実態でございまして、その後の土地開発公社で4年ぐらいかかりま

した。4年ぐらいかかって、ようやく用地の完売ができたという、そういう実態がございます。

そのことを踏まえまして、今回は造成用地を小さくしております。まずは村の土地開発公社でできる形の中で、大風呂敷を広げない、現実をもって地道に取り組むということで取り組んでおります。

また、今、他の市町村で若者向けの条件という表現がありましたが、これにつきましては、同じ東筑摩郡内では、私どもは小さな村でございますが、まだまだ人口減少率が低いので、一部しか辺地という該当地区がありませんが、当地区の中では過疎地域という表現があります。過疎地域の皆さんには、住宅を建てることも十分国の補助制度がありまして、今では当地区の中で、いわゆる住宅を建てて若者の条件でいわゆる貸し出し、それから売却等も含めて取り組んでいるところもありますが、今朝日村ではそこまでできませんので、これにつきましては、用地の造成ができ、販売ができる時点においては、販売元は村の土地開発公社でありますので、この理事会で十分検討してまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

はい。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいま前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

そこで重複することもあります。国の辺地債の活用によって住宅造成を、インフラ整備をする、道路だとか水道、下水道、電気等の工事については村の計画でいきますと、25年度には実施したいということでありまして、排水路については27年度に取り組むと。

それから、武居城公園内の下水道工事と公園内の改修工事、用地購入費等については26年度の予定となっていると。それから、桜坂公園内の下水道工事とかトイレ工事については、27年度の予定となっているということで、これは村のほうで出した資料を言っているわけです。

そこでお聞きしたいということですが、予算的なことも十分私もわかっているわけですが、宅地造成と並行して他のインフラ整備もできることなら、できるだけ早くお願いをしたいということでもあります。それには造成地の近くの公園等が整備ができていれば、村外者がその住宅地に移住しやすくなると。それから、子供さんを遊ばせる場所とか憩いの場所とかということが必要になってくるのではないかと。それから住環境整備が整っていたほうが、村外者

がやはり移住しやすいということをおもうわけですが、その点については、計画は計画としてあるわけですが、できるだけ私はこの問題を少しでも早くやってほしいということをお聞きしているわけですが、その辺についてはどんな考えですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の3回目の質問でございますが、今、いわゆる宅地造成したところの近隣の環境整備ということでございます。今回、議会に辺地計画を出してありますが、その中で今質問がありました。

いずれにしても今年度、早くて秋ごろに造成地がいわゆる販売網にのるかどうか、その辺も含めてこの計画は立ててありますので、その辺についてご理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） この件については、答弁は要りません。

以上、若者向け住宅造成地の質問をいたしたわけですが、今後は村民の皆様方が、例えば親戚だとか友人、友達、そのような人に一声かけていただきまして、1人でも多く今朝日村のこの造成地に移住してもらおうということを、ぜひこの機会にお願いして、この問題について終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目の質問ですけれども、質問といいますか、これはお願いみたいな形にもなるんですが、新信濃変電所設備の増設計画ということで、村長の提案説明の中にもありましたが、ここでもう一度お聞きをしたいと思っております。

全国の電力会社9社が、電気の周波数が異なる東日本50ヘルツと西日本60ヘルツの電力を変換して融通を可能にするため、新信濃変電所の設備を増設することで、東西間の電力が融通できる能力をふやし、災害時の電力を東西間で安定供給できる目的で、平成32年度に運

用を目指すというような、新聞にもあるし、村長からもそのような話があったわけですが、これにつきまして、計画では、周波数変換能力が60万キロワット現在のを90万キロワットに増強して、最終的には国内の施設を合わせて210万キロワットの増強の計画があるということでもあります。

そこで今回の計画が予定どおり実施されれば、当村にとっても行財政運営の安定につながるとともに、地元を初め、近隣住民の雇用も望まれ、当村の活性化につながると思われます。

そこで、行政理事者の意見をお聞きしたいと、こういうことでございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の新信濃変電所設備の増設計画にかかわります周波数変換、いわゆるサイクルチェンジ施設の増設につきましては、現在、国内の原子力発電所が1カ所を除き全て運転停止となっております。これによりまして、国内の電力需給が逼迫しておりまして、電力の有効利用は極めて重要となっております。

そこで国は、総合資源エネルギー調査会で検討がされまして、昨年3月には、電気事業連合会が周波数変換能力の90万キロワット増強を提案をされました。その後、国にとってこれを推進することが特に重要な設備であると位置づけられましたことによりまして、新年度から今、議員が申されましたように、7カ年にわたって新信濃変電所で周波数変換設備を増強しまして、現在の60万キロワットを90万キロワット増強して、新信濃変電所では150万キロワットの変換能力を持つ計画でございます。

また、この事業推進には村内の送電線を新しくつくらなければいけない、新設されることとなりますので、具体的な計画が示されたときには、村民の皆様のご協力をお願いするものでございます。

そこで、村のために経済効果が出ていますが、今は村が皮算用する以前に、今の国内の逼迫した電力をどう私どもが協力してこの全国融通ができるようにするのか、これが一番先でありますので、私たちは全面的にこれに対して協力をしていくという表現で取り組んでいるところでございまして、この調査のために、これから山林等に立ち入らせていただくと。これは送電線の調査であります。そういったことを村民の皆さんからご理解を賜りたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 村長からただいま前向きな返答をいただきました。そこで、これ答弁は要りませんが、今までの中で少し補足的なことを言いますと、新信濃変電所では今まで申し上げたとおり、60万キロワットを90万キロワットに増強して、150万キロワットに電力を増強するわけですが、50ヘルツのため、他の電力会社では60ヘルツの周波数変換設備を新設するという話も聞いております。そして、そこから今、村長が申し上げたとおり、送電線をつないで電力の融通を可能にするわけであります。

それを長野県か岐阜県を想定しているということで、莫大な工事費をかけてもやる計画のようですが、1,320億円から1,410億円ということを見込んでいるようですが、それは先ほど申し上げたとおり、電力会社9社が負担していくということで、新年度より送電ルート、先ほど村長が申し上げましたが、調査を始めているということを知っております。そこで一番の問題は、東日本大震災の際に電力不足となったが、東日本から十分な電力が供給できなかったというために、このような設備の増強を計画しているというように聞いております。

そこでこの件については、今議会の最終日の21日に、電力会社より担当者が当村に来まして、行政、理事者と議会へ経過説明を行うことになっており、今後も検討しながら、先ほども村長申し上げたとおり、議会としても全面的に協力してやっていかなければいけないかなと、このように思っております。

以上、この質問はそういうことで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由君の一般質問は終わりました。

---

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 次に、1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番、中村でございます。

私は、今回3点ほどお伺いをしたいと思います。

まず第1に、緑の体験館の今後についてということでお聞きしたいと思います。まず、

この件については、平成25年度の予算には計上されておられませんけれども、朝日村辺地対策総合整備計画の中で、緑の体験館のコテージを平成25年、26年の2カ年にわたり、毎年5棟ずつ計10棟を新築し、その事業費は約1億2,300万円を予定されております。この事業についてお尋ねをしたいと思います。

今回の辺地対策総合整備計画の中には、緑の体験館本体について触れておりません。ここ数年間、緑の体験館について何度か議論があったところでございます。その議論の中では、コテージが現在の利用者のニーズに合っていないので、改築等が必要ではないかとの認識でした。

今回は、緑の体験館のこれからのありようが結論づけられないまま、コテージのみが先行した形になっていますが、緑の体験館の今後について改めてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、今回の予算案の中に、観光施設指定管理委託料500万円が計上されております。これは平成24年に指定管理者よりの要望事項にあった、緑の体験館については施設のリニューアルがなければ集客も見込めないもので、このまま指定管理を受けられるか疑問であるとの意見に沿ったものと考えます。

すなわち、平成25年4月1日よりの協定書に、何らかの形で改善策を求めたものと思います。私自身は管理料を支払うことにこれまで100%反対の立場ではありませんでしたし、今回についても、金額の大小は別として、その施設の必要性、また地域への影響等、十分に検討されるのであれば、あえて反対はいたしません。

ところが今回の場合、余りにも手順が荒いように思います。なぜなら、この平成25年3月末で前回の指定管理制度の期限を迎えるに当たり、新しい協定書の指定先の変更や管理料等の問題について、あらかじめ議会に対し説明をした上で協定書の原案をつくる必要があったと思いますが、お考えをお聞きします。

次に、カメムシ対策についてお尋ねをします。

先日の全員協議会でも、多くの議員の方々もカメムシ対策について指摘をされておりましたが、私も今後の緑の体験館を考えると、カメムシの対策は優先して考えなければならないものと考えております。

先日の大石原・御道開渡地区との懇談会の折にも、地元の方からもカメムシについて日常生活においてご苦労されていることや、緑の体験館についてもお客様が2度、3度と継続して利用する状況にならないのではという指摘もございました。

そこでカメムシ対策について、村としては現在どのように考えておられるか、お聞きをいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の緑の体験館の今後についてという中で、3点の質問でございます。

まず、緑の体験館のあり方が示されないまま、附属のコテージが先行しており、緑の体験館本館の今後はということでございます。

今定例会の提案説明で申し上げておりますが、従来進めてきました辺地計画が本年度で終了することに伴いまして、新たに新5カ年計画を策定するものでございます。

そこで、今回計画されました内容は、5カ年内での実施計画でございまして、議員ご指摘の緑の体験館本館につきましては、現在進めております役場庁舎等の大型事業に目鼻がつき次第、計画の俎上にのせる考えで、今回の計画5カ年内では実施は無理、そういう判断でしたものでございます。

なお、急を要する事業が生じた場合は計画の見直し作業を行い、事務事業の推進を図るものでございます。

次に、指定管理料500万円についての質問でございます。

議員には十分ご承知のことと存じますが、他の市町村では、指定管理者に管理費を支払い運営することが一般的でございますが、当村はスキー場、緑の体験館等の委託料の支払いはしていないのが現実でございます。

そこで新年度、緑の体験館等の指定管理契約の更新時を迎え、現在、現状施設での無償更新はできないとの申し出がありまして、これにつきまして再三にわたり協議した結果、施設整備ができるまで委託費を支払うこととしたものでございますが、金額では最低の価格に抑えております。

なお、事前説明がなかったとのご意見でございますが、この件の協議に時間がかかりましたので、ご理解を願いたいと存じます。

その他のカメムシにつきましては、担当課長から申し上げます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、カメムシ対策につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

緑の体験館に限らず、朝日村の山側の住宅は、春先と秋にカメムシの発生に悩まされます。特に秋は越冬のために建物の中に侵入してきますし、日当たりのよい日は窓や壁にとまって、見た目にもよいものではありません。発生場所は山の草木の生い茂る場所で、範囲も広い。また、羽があることから、駆除が難しい害虫でもございます。

とはいいましても、当然新しく建てるコテージには何らかの対策をしていく必要があると考えております。しかし、決定的な解決策がないのも事実でございます。そのため、村としますと複数の方法で極力その影響を少なくする、そのような対策を行っていく必要があるというふうに考えております。

現在考えられます対策としますと、カメムシの侵入を防ぐため、建物の機密性を高める。まずこのことが一番必要かと思えます。特に窓や扉、また換気扇等、その対策をしたものが必要と考えております。また、裏山の清掃や消毒、これもある程度の効果があるというふうに考えております。このほか、建物にカメムシの嫌いな液を吹きつけて防ぐ方法もあるようございます。

あとは最終の手段でございますが、カメムシでどうしてもお客さんを呼べないときは、例えば秋の一定の期間だけ閉館する、その対応もやむを得ないというふうに考えますが、極力ないような対応をしていきたい考えでございます。

いずれにしても、カメムシ対策は、今後の計画の中で検討していかなければならない事項と考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 今カメムシの件で課長からお返事をいただいたんですが、私は、もう一歩進んで、これは朝日村だけの問題ではないと思いますので、例えばこういうふうになれば根絶はできなくても防げる方法を、対策をとられておるところを調査するとか、場合によっては、薬があるのではないかという話ではなくて、例えば専門家の先生等に委託料を払っ

て、できるだけ家の周りだけでも抑える工夫ができないかどうか、そういうことを考えないと。

夏に例えばコテージに来てクーラーという手はないと思うんですよね、私はどう考えてもあの場所で。そうすると開放するなというほうが無理な話で、だからそういうふうを考えていくと、もうその先に少しお金をかけてでも専門的に追う、そういう対策を、まあそれはおのおのにやってはいただくんですけども、方法論としてはこういう方法論をとという一つの提案をする、村として。そんな形ももう考える時期だと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（上條俊策君） はい、塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） カメモシ対策につきましては、これまでも今の現状の緑の体験館で影響が大きかったものですから、いろいろな策を検討をしておりますが、やはりいろいろのところでいろいろなお話をお聞きするんですが、決定的なものがないというのが実態であります。

今、いろいろな薬等で対応をしているという事例等がいろいろのところでありますので、やはりそういう事例を参考にしながら、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） これは回答は要りませんが、今の件については、体験館のコテージということではなくて、一般生活の中で影響も出ているので、そういう人たちにどういう情報を流して、どういう形で少しでも防いでもらおうかと、こういうことなので、そこを間違えないようにしてもらいたい。

それでは、今の件、そのままにして、少し体験館について、先ほど村長さんのほうから話があって、この5年間については恐らく手がつかないだろうということで、コテージを増築する中で経営を立て直す、こういうことだと思うんですが。

結果で見ると、24年度については、体験館の売り上げというのは420万円ぐらいで、利用者が1,100人ぐらいと、こういうことになっているわけですが、今回コテージを2年間で10棟、仮に新築をした場合、その売り上げについてはどのぐらい増を見越しているのか、またそれによって、村に対して、地域に対して、そのことによっての経済効果なり望めるものが

あるのかどうか、その辺はどんな試算になっているかお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 新しいコテージの波及効果というんですか、それについてでございますが、いずれにしましても、コテージが新しくなるということは、その利用料金の今現在の料金を値上げしても、それだけのユーザーが見込めるということは、今現在の人数で収容したとしても、そのアップが図られるということで、具体的な数字は考えませんが、それと、やはり多くの方が朝日村にお越しいただくということが、これはそこで村の買い物、それから食事等がそこで村の中に波及されるのではないかという、そんな考えもございます。ただ具体的なところは試算してございません。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問はありますか。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 結構です。次へ行きます。

○議長（上條俊策君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 2番目として、もくもく体験館の改修計画についてお尋ねをしたいと思います。

もくもく体験館の改修計画が辺地対策総合整備計画の中にあります。そこで、現在あるものを、建設当時何を目的としたのか、また建設された年度、それから総事業費、延べ利用者数をお聞きをいたします。

2番として、今回の総合計画書を見ますと、もくもく体験館の改修について、地場産業振興施設整備事業として行う旨の記載がありますが、どの部分を指して地場産業と考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、初めに、もくもく体験館の改修計画につきまして、目的等についてお答えをさせていただきます。

設置の目的につきましては、観光レクリエーション施設の設置条例から読み取りますと、森林資源を活用した地域の活性化、それから農林業者の後継者育成、それから都市との交流、そんな点が上げられると思います。

建物の建設年度でございますが、平成2年3月に竣工しております。

事業費は約2,200万円でございます。

延べ人数につきましては、データが平成7年からしかございませんので、7年から24年の18年間で約1,300人でありました。年平均にしますと、72人になりますので、単純に平成2年から24年の22年間で換算しますと、延べ人数は1,600人ほどでございます。

続きまして、今回の辺地事業にもくもく体験館を地場産業振興と位置づける理由はというご質問でございます。

これは、初めに体験館の経過、少しお話をさせていただきます。

もくもく体験館は、これまで主に子供や親子の炭焼き体験施設として村が運営を行ってきました。しかし、炭焼き体験をさせるには、炭の材料となる木の窯入れから燃焼、炭の窯出しまでという1週間くらいの期間が必要となることから、実際はその工程の一部だけを行っていたという体験でございました。また、炭焼き窯は常に使用していないと空気穴ができてしまい、炭にならないという、そんな経緯がございまして、利用がなくなったというのが実態であります。

現在は、炭焼きは行っておりませんが、建物のいろりを利用して焼き肉等の施設として利用しております。当初の目的と離れているのも事実でございます。

そこで、村としますと、村の約6,000ヘクタールという広大な森林が、これから伐採期を迎えます。もう一度、山林やそこから生産される木材等を活用した取り組みを進める考えでございます。この中には山の木を活用する炭も含まれております。特に御馬越周辺地区は、かつて木材や炭の生産の中心的地域として栄えた時代がございました。ありがたいことに、かつて炭焼きを経験し、今もご健在な方がいらっしゃいます。その技術も伝承していただこうと思っております。

このため、今回の辺地計画では、施設をこれまでの観光から炭を生産する施設にウエートを移していく考えでございます。大きな産業にはならなくても、地元の資源を活用した地場

産業として位置づける考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 今の延べ人数の話だけれども、私の記憶では、もう私が議員にならせていただいた平成19年時点では動いていなかったんだよね。だから現実には稼働年数というのは全然違って、本来の目的がいつ終わったか知らないけれども、我々がなったときにはもう既に動いていなかったから、もうあれから6年以上たっているわけね。

それで、現実には言いますと、炭とこだわっているようだけれども、実際に炭というものが、今日本の日常生活の中で本当にあるのかなのか。確かに、そういう時代があったことは承知しているし、我々もその境みたいなところにいますので、例えば炭焼きという工程もうっすらながら覚えている範囲の年代ではあるけれども、もう炭も見たことない子供さんがいっぱいいるような、そういう流れになってきていると思うんですね、今の現状では。

その中で、例えば今も話があったけれども、昔この場所で多くの炭焼きをやられて、そういう施設が残っていると、そういう意味での資料館的な存在なら、私も納得までできるんだけれども、なぜ800万円もかけてこの時期、窯を買わなければいけないのか、そこがもう1回、はっきりと明確じゃないと思うんだけど、もう一度お尋ねします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員のもくもく体験館、確かに利用効率からいくと、何を金かけるのということでもあります。

しかしながら、当朝日村では、朝日村があったときから、ここの地域ができたときから、山林で生活した人は非常に多いわけでありまして。しかも、これはもう今廃れゆく日本の文化であります。でありますので、炭そのものを考えますと、今まではこたつだとかそうありましたが、今は空気を清浄化する、水をきれいにする、下水道でも、このいわゆる炭を使っています。

そういうことを考えますと、やはり木のよさ、木から出る副産物のすばらしさをやはり朝日村として、今後とも私としてはこれは残していきたい。これは私の考えであります。でありますので、窯を再構築していきたいんですが、たまたま問題点は、炭焼きをして3カ月以

上延ばしますと、これは完全に終わります。でありますから、私の前任者のときに金をかけて炭焼き窯をつくりましたが、二、三回使って終わってしまっています。私が就任して、何で使えないと。もう使えませんよ、これが実態であります。

でありますので、私としては、少なくとも今後は炭焼き窯を構えるということは、炭焼きをする作業をする人を確保していかなければいけない。そして定期的に炭焼きをし、炭焼きをすることによって窯がもちますので、そこを頭に置かないと、ただつくればいいというものではないという、それを私は十分認識しておりますから、ご理解をいただきたいと思ひますし、少なくともこれは朝日村として、この山村では、こういう継承も私は必要だと考えておりますから、要は炭焼きができる人がいるうちに次の時代に引き継ぐ、そういう人の確保もしていく、そういうことを考えておりますので、ご理解いただきたい。

以上であります。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） これは再質問、ちょっとお互い、この部分に関しては大分見解の相違がありますのであれですが、この事業全体からいけば、おおむね全部の部分が辺地債の適用になるという想定のようなようですので、実際、村の持ち出しとすれば、400万円弱ぐらいの見当にはなるので、そう大ごとではないようなことは思ひますが。

そこで、これは最後に今、課長も村長もおっしゃられたいろいろの内容があるわけですが、こういうふうになっているわけですね。今回の主目的として、体験館を体験施設としてだけでなく、炭を製造、加工する施設や炭焼きの技術を後継者に伝えていくための技能習得施設として活用するため改修すると、こういうふうになっているわけですよ。ですから、このもくもく体験館の改修が事業として上がってくる折には、具体的なこの内容について、具体的な運用方法を明記したものをぜひご提案をいただきたい。それを要望して、この件は終わります。

○議長（上條俊策君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 3番目の水路の取水口の維持管理について、若干お尋ねをします。

この件につきましては、この2月に大石原・御道開渡、両地区の皆さんと懇談会を行った

際に、地区側より要望がありましたので、村側のお考えをお聞きします。

まず1点は、維持管理については地元でという原則があると思いますが、仮に施設の改修等を希望した場合、地元負担の件は規定どおりとなるのか。また、辺地債の適用を受けられないのか、お聞きをいたします。

続いて、2番として、維持管理の件について言いますと、昨年開催した御馬越地区での懇談会でも同様の話があり、後日、それぞれの指摘の場所を視察しました。今すぐという状況ではないかもしれませんが、取水口を人の力だけに頼って管理することは、危険性もあり、少し無理があるという思いがいたしました。これと同様なことは、他の地区からも数年前にお話があり、担当課長に処理を依頼したこともありました。そこで、日ごろ管理されている担当課長にどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは初めに、水路の取水口の維持管理につきまして、水路施設の改修に対する地元負担金、また辺地事業の対象になるかというご質問について、お答えをさせていただきます。

水路改修に伴います地元負担については、朝日総合土地改良事業の条例の中で、農業用排水施設整備事業は事業費の100分の10以内とされています。現在は申し合わせの中で、5%を地元負担の基準とさせていただきます。

また、辺地債事業の対象になるかのご質問でございますが、今回の水路改修につきましては、農業基盤整備事業として扱われることから、辺地債事業では対象外とされております。これは、用水として水を使える水利権者が特定されること、また水田は米の収穫による収益が上がるという点で特定された人の利益になると、そういう理由の中から基本的には対象外となっております。

もし、地元で改修を希望されるのであれば、基本的には対象外ではありますが、辺地債事業の可能性も含めて、また土地改良事業等の検討もさせていただいて、取り組みをすることは可能ですので、また希望があれば言っていただければというふうに思っております。

続きまして、取水口の維持管理を地元だけで行うのは危険性があり、無理ではないかというご質問でございますが、基本的な考えは、用水路はその受益者で管理していただくものと思っております。これまでも大水が出たり、川の瀬が変わり、取水口に水が来ないという状

況が発生しています。その都度、水路組合の皆さんで復旧作業をしていただいているところでございます。

確かに、土木技術があれば、水門の開閉だけで水の管理ができることは物理的には可能と思いますが、河川法によりまして、その施設の設置は厳しく定められておりまして、河川の流れを妨げるようなものは一切許可にならないということで、なかなかそういうものをつくるというのが難しい状況でございます。

今後も水の取り入れ口は、管理につきましては人の手で行うのか、重機によって整備するのか、その方法しかないかというふうに考えております。

村としますと、これまで維持管理とは別に、台風や豪雨等で土砂がたまり、人の手では対応できなくなったとき、これは災害復旧工事として予算等が認められれば、公費で復旧を行ってきました。これについては今後についても同じであります。

一つの例ですが、現在鎖川の右岸の繰上場の取水口の改修を、安全対策を含め、地元負担をいただきながら行っております。このような形で改修等の計画がありましたら、ご相談をいただきたいと思っておりますし、水路改修等の材料支給はこれまでどおり行う考えでございます。

水路の管理が自分たちでできないところにつきましては、村から費用は出せませんが、重機の手配等のお手伝いはさせていただく考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 先ほどちょっと話が出ましたが、高橋議員の除雪のお話もありましたけれども、結局もう、そこにいる人がやるんだと、こういう形なわけですよ、現実には。

それで、2つ今のところで問題点があって、1つは、高齢化が進んでいる中で、あの作業が果たしてこれからも維持できていけるかどうか。これはもうあそこの地区だけではなくて、いずこも同じような状況。後継者がなかなかいない中では、我々がまだ若手であるような話だから、もう大体、全体平均年齢なんて数えてみればわかる。その中で、あそこの作業で、下りたり上ったりも大変、それから砂利の始末だって大変なわけですよ。だから、除雪と同じように、ある程度のローテーションで、そういうところだけは管理が村でできないかというのが私の一つの提案であり、それからもう1点は、さっきお金の話が出ましたけれども、これ地区の大小にみんな影響してくるんですよ。ですから、総費用がどのぐらいかかるか。

5%の負担ですよと、これはもうわかっている話で、そこまではいいんだけど、じゃ自己負担が3万円になるのか、例えば2,000円で済むのかという、この地区の大小という問題も考えておかないと、これはなかなか進まない話なんですよね。だから結局、作業としても、どうしても間隔が長くなるだろうし、それでやはり詰まるというような問題が発生するんだと思うけれども、だけど、やはりそれはもう少しその先へ、行政側としても100%ということではなくても、ある一部分だけは年間の中で回って話をするとか、重機を使うとか、重機は地元で手配しなさいという話になれば、それはみんな地元負担ということだから、結局みんなできるだけ我慢しようと、こういうことになってくというようなことだと思うんですよ、現実には。

ですから、その辺は何とか、この今上げた地域だけの話ではなくて、この前も課長にもちょっとお話したところも同じような状況で、結局重機が入ったんだと思いますけれども、各所にあるわけですよ。それで何かトラブルが起こる前に、何とか次の対策を考えてもらいたいと思うんですが、その辺、最後をお願いしたいんですが。

○議長（上條俊策君） 塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 確かに今管理の実態を見ますと、なかなか人の手でできないという状況が何度かありました。やはり公平性の中で公費をどこで使って、それが村民の皆さんに理解していただけるかという点が一番だと思います。今現在では、水利権者として特定された人が水を使うというところで、どうしても農家でない方の理解が得られるかどうかということが、一つあるかと思います。

それと今、5%というところで、当初は100分の10以内ということでしたのですが、やはり防火水路とか、そういうところも公共的なところもあるという中で、少し下げてあって、5%というところが申し合わせの中で今現在基準となっていることがありますので、そういう公共的な部分がそこで満たされているということがありますので、基本的には特定された権利者になってしまうというところで、なかなか難しいという今の現状でございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時30分より再開したいと思いますのでお願いします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（上條俊策君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

---

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 次に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は、3つの項目について質問をさせていただきます。

まず、最初ですが、AEDの区への配置等についてということであります。

村内の区、5区あるわけですが、その集落センターにはAED（自動体外式除細動器）が設置されておられません。公共施設ですが、各区で所有、管理をしているということからだと思うわけですが、しかしながら、地域のさまざまな会議、地域に限らず村の会議も行われるわけですが、あるいは行事が行われており、多くの住民が年間を通して集まります。そうした中で、いつAEDを使用しなければならない事態が起こるかわかりません。緊急事態にこうした機器が備えられていないことにより、助かるかもしれない人命を救うことができないということにもなりかねないということですが、各区の集落センターに1台ずつAEDを配置できないかお聞きをしたいと思います。

また、既に配置されている機器の管理状況、あるいは使い方についての講習会の実施状況についてもお伺いしたいということですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、AEDの設置状況を申し上げます。

村の所有で、村が管理をしている公共施設では、7カ所に設置をしてございます。役場、

中央公民館、健康センター、わくわく館、それから保育園、小学校でございます。そのほか管理者が設置してある施設としまして、鉢盛中学校、かたくりの里がございます。また区では、西洗馬区が独自に5台購入をしております。

村では安心・安全の村づくりを進める中、優先順位をつけて国・県の補助事業を活用して、機器等の導入を図っているわけですが、その中にAEDのような機器も入っているわけでございます。

さて、議員提案の各区の集落センターに1台ずつという配置でございますが、先ほど申し上げましたとおり、村では村所有で村が管理をしている主な施設に必要と判断して設置をしているということでございます。

区につきましても、同様に区の考え方で取り組みをしていただければと思うわけでございます。例えば西洗馬区では、平成24年度、このAEDを必要として購入したわけでございます。その際、村では区の負担が少ない、国・県等の補助事業への事務手続につきまして協力をさせていただいた経緯はございます。

それから、機器の管理状況でございますが、電池、パッドにつきましては期限が来るとアラームで知らせます。そういったことで一度も使わなくても交換しなくてはならないという管理をしなければならないというわけございまして、既に中央公民館につきましては交換をしているというような状況であります。

それから、講習会等についてでございますが、これは例年でございます。応急手当の講習会が幾つか行われております。例えば日赤の関係だとか、広域消防関係、それから防火管理協会等々で、年に数回応急手当講習、その一つとしてこのAEDを活用した講習を行うということで、それぞれ機会を設けておりますので、村民の方、いろいろな方が講習を受けているということ聞いております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 村の施設には、村のお金で設置しているというお話でした。7カ所あるわけなんです。

やはり区の施設ではあるんですが、区だけに限らず、例えば役場関係の会議もそこで行われるということが多々あるというふうに思います。したがって、私は、区の所有で管理はし

ているんですが、設置については、村でもやはり住民の生命を守っていくという点からいって、設置してもおかしくはないんじゃないかというふうに私は思います。

そういったことで今、保育園にも設置されているということで、例えば古見保育園とかあおぞら保育園も設置されているというふうに思いますが、西洗馬も設置されていると、これは区のほうのお金でということでありました。

今お聞きしますと、やはり小野沢も役場がありますから、これはそれを使用できるというふうに思いますが、針尾とかあるいは入三のほうには、今お聞きした中では設置されていないという状況だというふうに思います。

それで、これも調べてみますと、なかなかメンテナンスに非常に大変だということがありまして、法定の使用期限というのが4年ということが、ちょっと見たんですが、法定の耐用年数が4年だと。ただ、その間に電池とかあるいはパッドの交換も必要だと。それは恐らく1年半というようなことも書かれておりましたが、そういったことだと、なかなかあちこちに、区であれ何であれ設置するということは簡単にはできないと。物があっても、そういったしっかりしたメンテナンスが行われていなければ、いざというときに役に立たないというようなことにもなるわけですが、私はそういったことから、今お聞きして、設置されていない地域があるわけですし、そういったところには、やはり村としても何らかのことをやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

そんなところをさらにお聞きしたいということではありますが、2月に行われた東京マラソン、ここでランナーが倒れたということで、それを、これは松川村の歯医者さんの方がそれを見つけて、AEDを使ってほかのランナーの人と協力し合って、その人を甦生させたという記事が市民タイムズに載っておったわけなんですけど、その人の言うことには、やはりなかなか1人ではできないと。チームワーク、ほかのランナーと一緒に心臓マッサージやAEDをやったということがあります。そういうことからいけば、万が一のためにAEDの使い方や心肺蘇生法を広く知っているということが非常に大切だと。この前もたしか、テレビでAEDのことについてありましたが、専門家、お医者さんならどうか知りませんが、そっこのほうの専門家ならどうかは知りませんが、素人がAEDを使って即対応するということが非常に難しいと。したがって、常日ごろからそういった講習や何かに常に触れている、受けている、それは多くの方がやはりなかなか1人の人というわけにはいきませんから、私もこうだったよということで、だから講習会をちょくちょくやるということが、私は必要じゃないかというふうに思うわけですが、そんなところについて再度お聞きしたいということで

すが、お願いします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） 今、武田議員がおっしゃったAEDの設置の箇所が少な過ぎるというお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これはたくさん、どこにでもあればそれにこしたことはございませんけれども、今まで幸いにそのAEDを活用したという例も村ではございません。それで、もしイベントあるいは人の集まりが多いような場合には、それは例えば村の役場でございますので、そういったものを、あれは持ち運びができますので、そういったところに持って行って備えるということは可能でございます。

したがって、何でもかんでも全てのものをそろえるというのではなくて、これ、村でも実は村の単費を使っているわけではなくて、宝くじの関係の助成を使ったり、そういったことで、なるべく経費をかけないようにしながら整備をしてきたという経緯もございますし、先ほど申し上げましたように、西洗馬区では区が必要とした。それについて補助事業対応については村が協力をしながら、そういった購入の手助けをさせてもらったということもございます。ですので、その会場の管理をしている皆さんが、集まる人数とか、そういったもので、必要と考えるならば、村に相談をしていただければ、そういった時期にはお貸しもできるということもございますので、これはAEDが一つあれば全て解決するわけではございません。そんなことも考えて村では購入が必要となれば、お助けを事務的な手続についてはしたいと思っております。

それから講習につきましては、やはり村独自ということではなくて、日赤関係、先ほど言いました広域消防関係、それは幾らでも要請すれば、来て講習会を開いていただけますので、そういった機会は多くしようと思えばできるはずでございますので、関係機関と、またこれはご相談をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 確かに30万円ほどするというところでありますので、なかなか簡単には買えない。機器を買ったにしても、後のメンテナンス、保守管理が非常に大変だと、お金もかかるということでもありますので、役場にあつたり、公民館にあつたり、そういったものを

いざというときには使わせてもらうということになると思いますが、例えば古見の集落センターに大勢の人が集まるわけなんです、その場合に、保育園にあるということになると、もし何かあった場合にはそれを使用させてもらう。そういったことについては、どこの地域であろうと、役場の機器を借りるとか、そういうことはできるわけですね。

そういうことをしっかり周知しておいていただいて、何かあればここにあるよというようなことを、設置場所なんかについても、やはりお互いに知っているということが大事だと思うんですよ。機器があることも大切だし、そのものがどこにあって、いざというときにどこから借りればいいのかということも必要だと思いますので、例えば設置場所についてのそういったものを、例えば各区の集落センターに表示しておけば、何かあった場合には「おい、そこからすぐ持ってきて借りろや」ということも対応ができると思いますので、そんなことも含めて、またやっていただければというふうに思いますが、そんなことでよろしく願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目の質問ですが、区の集落センターの耐震化等についてということでお聞きしたいと思います。

平成18年11月に、公共施設にかかわる精密耐震診断報告書というものが村から各区へ出されました。中央公民館ほか8施設につきましての耐震診断の結果であります、その中で、区の集落センターについて、これは古見区と西洗馬区が対象になったわけではありますが、この場合には古見区の集落センターについてであります、建築基準法で規定する大地震で倒壊する可能性が高いという判断が示されました。そして補強が必要であるということでありました。

こういった場合に、補強工事を行った場合に、国等からの補助の対象になるかということについてお聞きしたいということでもあります。ちなみに、そのときの見積もりなんです、古見集落センターの場合には880万円がかかるという、非常に大きい金額だったわけです。したがって、各地区にどうするかというようなことでお伺いしたときに、時にはそのままでもいいよということで、その工事をやらなかったんですが、こういった場合、もしやるとすれば、今から6年前の金額ですから、今やれば、さらに大きい金額になっていると思います。

が、そういった補助制度というか、そういうものを活用することができるのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、2問目の区の集落センターの耐震化等についてということですが、今、武田議員さんおっしゃったように、公共施設の耐震診断につきましては、平成18年度に、補助事業により8施設の精密診断を実施をいたしました。その中に古見集落センターもございまして、当時の区長さんに報告をさせていただいたということでございます。その後、区の耐震工事についての具体的な動きもなくて、現在に至っていると理解をしているところでございます。

そこで、武田議員さんの質問の区が行う耐震工事について、国等からの補助対象となるかという質問でございますが、住宅等の耐震化工事に対する補助事業の中に、そういったメニューはございます。今、具体的にこういう事業ということではないんですが、まずは、区としてそんな意思がもしございましたら、そういった具体的なことについて総務課の防災担当にご相談をいただきたいということでございます。そういった内容で国・県へ相談をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） わかりました。

そういった補助事業をまた活用して、耐震工事をやっていくということも考えていかなければいけないと。いつまでも今の状態、いつ倒れるかわからない、倒壊する可能性が高いという診断が下されているわけですから、また区のほうにもそんなお話をして、やる場合にはまた補助事業の活用をさせていただくということをお願いしたいと思います。

以上でこの問題を終わります。

○議長（上條俊策君） 武田議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 3問目であります、T P P参加と農業問題についてということであり  
ます。

この参加問題については、きょう総理大臣が判断をするということで、多分参加するとい  
うふうになっていくと思います。

政府は、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉への参加の判断を下そうとしていると。き  
ょう判断されていると思います。農業団体等の大きな反対にもかかわらず強引に進めよう  
としており、農業は大きな試練に立たされることは避けられない状況になっております。

こうした農業を取り巻く厳しい状況の中で、これは全村参加者で行われたものですが、2  
月26日に地域と地域農業の将来を考える懇談会というのが古見の集落センターで行われまし  
て、私も参加したわけですが、「人・農地プラン策定に向けて」が開かれ、人・農地プラン  
策定についての説明と参加された農業者との話し合いが行われました。

その中で、農地の貸し借りのことが話題になり、農地を借りたいが、なかなか思うように  
借りることができなかったというような話も出されました。農地情報がJ A関係、ホスピタ  
ル朝日ですが、あるいは農業委員会関係、さらには行政関係と、農地を貸したい人、また借  
りたい人の情報が錯綜して大変苦労しているという話もありました。

こうしたことは以前からも聞いておったわけでありますが、関係者が同じ席にいて、農地  
問題が話題になったことは、私は貴重な機会だったというふうに思うわけですが、こうした  
問題を解決していくためには、関係機関であります行政、J A、農業委員会の三者が話し合  
いを持って、農地情報を共有し、整理しながら農家に対応していく必要があるのではないかと  
いうことをそのときに思ったわけであります。そんなことで行政の考え方をお聞きしたい  
ということであります。

こういったことについては、私も以前も質問させていただいてきておりますが、これから  
農家の高齢化がますます進み、後継者難と相まって、農地を貸したい農家がふえてくるとい  
うことが予想されます。既に起こっているわけでもありますが、こうした規模の拡大、ある  
いは新規農業者に対する農地の貸し借りの仲介が円滑に進むようにということを考えるわけ  
ですが、現在T P Pによる農業の環境変化に適切に対応していくためにも、非常に重要にな  
るのではないかと。農地を有効に使っていく、遊休農地をつくらない、そして規模を拡大し  
て経営を安定化させたいという農家に対して、やはり農地情報のあるところで管理しながら、  
スムーズに農家に貸したり、あるいは遊休農地化させていかないということは、非常に私は  
大事ではないかと思うんですが、そんなことでお聞きしたいということですが、お願いしま

す。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、私のほうからT P P参加と農業問題について、今後農地の貸し借りなど農地問題について、行政、J A、農業委員会が情報を共有して農家に対応してはどうかというご質問ですが、現在進めております「人・農地プラン」、これは地域が抱える農業者の高齢化や遊休農地の増加といった、人と農地の問題を解決するための未来の設計図を作成するものでございます。

このプランの中には、農地集積の計画もありまして、プランに位置づけをされますと、農地の出し手、それから受け手に国の支援が受けられるというものでございます。村としますと、農協、農業委員会と連携してこの制度を有効に活用し、意欲のある農家にできるだけ農地が集積できるよう取り組んでいきたい考えでございます。

また、山際の農地や不整形な農地は、なかなか借り手が見つからないのが現状であります。農協や農業委員会だけでは対応し切れなくなっているのも現実でございます。村としますと、村のホームページで、現在、空き家情報を発信しておりますが、同じような形で、どこにどんな農地があるか、そんな農地情報を発信していきたい、そんな検討はしてまいる考えでございます。

ただ、担い手農家の農地の相談につきましては、やはり都度、農協、それから農業委員会と意見交換、情報交換しながら、やはりこれは対応していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、課長のほうから、規模拡大を目指す担い手農家に対しては、農協、農業委員会、それから役場も含めて対応していきたいというお話がありましたので、あれですが、そこら辺の仕組みというか、やり方というものを、やはり何かすっきりした形にしていく必要が私はあるのではないかと思うんです。いつも、J A、ホスピタル朝日だと思いますが、それから農業委員会、行政ということで、何らかのやはりそういった農地余り、農地

問題に対応する流れというものを1本にして、そこで集めてやっていくということが、これから特に私は必要になってくるのではないかと。

国のほうでは、今回のこのTPP参加に際して、いろいろこれからやろうとしておるわけなんです、農業改革も議論をしております。TPPに参加でもって国内農業の生き残り策を検討していくというようなことで、さまざまな、果たしてこんなことができるのかなんて思うんですが、農産物の生産コストを下げられるよう大規模化を図っていくとか、あるいは米の生産調整をやめて輸出をしていくとかというような、そんなようなことを話し合っているという新聞記事も読むわけですが、そういったことからすれば、やはり農家・農村でも基幹産業である朝日村の農業を守っていくということは、やはり村としても、そういった担い手に農地を集めていくとか、遊休農地をつくらないというような取り組みというのが、これから特に、恐らくものすごく必要になってくると。そうじゃないと、何か大きい会社に農業をやるというようなことで、そんなふうになっていっても、農家そのものがもう潰れていってしまうというようなことになりますので、そこら辺のところをやはりもっと、村の農地は村の農業者でやはりやっていくと。経営を安定させながら農業を守っていくという形のきちとした体制というものを私はつくっていく必要があるというふうに思っております。

そんなことで、どういった形がいいのかということは私もそれほどあれなんです、ぜひそこら辺のところを村としても、行政としても、考えてやっていっていただきたいということですが、何かあればお聞きしたいんですが、なければ……。

○議長（上條俊策君） 塩原課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） 今現在、政府のほうがち打出してきている政策については、やはり水田とか麦とか大規模なそっちに焦点が当てられているのが今現在出てきているんですが、これから国のほうが農家を守るための政策を多分これで打ち出してくると思うんですが、それは多分、今度は畑地帯対象のものが、少しそういうものが出てくるような感じをしております。

それで、やはりそこら辺は朝日村、大規模がいいかといえば、やはり朝日村の農業は、またそれとは違う農業のそういうやり方があると思うものですから、やはりそこら辺を見きわめながら、そういう政策をうまく取り入れていくというのがいいかと思っております。

やはり農地問題というのが、今どうしても担い手のほうの農地がないという方も実際に出てきているというのもありますので、やはり農協と農業委員会と村と、定期的とは言わなく

でも、情報交換はする必要があるというふうに考えていますので、やはりそこでこんなふうにしていくじゃないかということは、またやっていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） そういった情報交換等をやっていくというようなお話がありましたので、これから日本の農業も非常に厳しい状況になっていくと思います。規模拡大とはいっても、朝日みたいな野菜というか、そういう産地では、10町歩だ20町歩なんて国で言っているような、そんな規模の農業はととてもできるわけではないものですから、やはりその地域は地域の農業の品目によってやり方があるということも十分わかりますので、ぜひ、これからの農業について、行政とJAあるいは農業委員会と連携を密にして取り組んでいていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 塩原龍三君

○議長（上條俊策君） 次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 3番、塩原龍三です。

私は、火の見やぐらの必要性について質問いたします。

数名の雑談の中で、雪かきが話題になりました。その中で「火の見やぐらのところ、何かあったときに上るかもしれないと考え、やぐらの下や周りを丁寧にかくことになり大変」と発言があり、続いて「今どき火の見やぐらは必要か」と疑問が投げかけられました。

私は防災無線が整った現在、火の見やぐらは必要ないと考えますが、当局の考えをお伺いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の火の見やぐらの必要性がということでございますが、その中で、必要ないのではないかとということでございますが、ご案内のとおり、災害時におきます消防団を初め村民への周知は、防災行政無線網によりまして対応が主なものとなっております。そのほかでは、登録されましたメールに既に情報発信をいたしているのが実態でございます。また、火災予防週間等の半鐘による村民への周知、啓発等につきましても、現在は防災行政無線網で実施をしているところでございます。

これによりまして、長年の歴史を刻んできました火の見やぐらは、各自治体とも利用度がなくなってきているのが実態だというように捉えております。

そこで、議員ご質問のこの必要がないのではないかとこのことでございますが、役場及び各分団詰め所の大きな火の見やぐらは村で建設をしまして、そのほかの各地区ごとにあります火の見やぐらは、それぞれ地区で建設をしたものと認識をいたしておりますので、それぞれの地区で十分話し合いがされますようお願いしております。

なお、各分団にあります大きな火の見やぐらにつきましては、訓練の後、ホースを干すケースにもなっておりますので、これは今後とも残していくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） おおむね必要性はなくなってきているなということで、共有していいと思うんですが、今、村長のおっしゃられた中で、各分団の詰め所にある、これはホースを干すために残しておく必要があるんじゃないかという回答でしたけれども、山形には、どうなっていると、この間聞いてみたんですね。そしたらポール1本立っているんだと。そのポールで下からやるようになっているから、火の見やぐらは要らないよという回答でした。

以上であります。

いずれにしても、同じ方向の考えだと思いますので、これで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

◇ 塩原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操でございます。

スケートリンクハウスの整備事業について。

デフレ脱却を掲げた新政権が発足、アベノミクスと言われる経済政策に期待と不安の私どもかと思えます。

さて、「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本的な理念として掲げる中村村政2期目後半に、経常収支比率、平成24年度76.4%、25年度79.6%、実質公債費比率、平成24年度10.2%、平成25年度8.4%、数値から検証するに、財政の健全化が証明されます。平成25年度一般会計当初予算、歳入歳出24億930万円、これは昨年度当初比5.8%、1億3,210万円増、国の補助制度を積極的に活用、一層の活性化を図りたいとする。

さて、質問事項のスケートハウス整備事業についてお伺いをします。

一千万余円の予算が計上されておりますが、その整備事業について、いま少し詳細に内容をお聞きできたらと思えます。

以上についてお伺いをします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

下田教育長。

〔教育長 下田幸子君登壇〕

○教育長（下田幸子君） 塩原 操議員のご質問、スケートリンクハウスの整備事業内容についてお答えします。

天然氷の村スケート場、今年度は大変冷え込みまして、スケートには絶好の状況でありました。雨に見舞われた日もありまして、滑走可能の日は昨年より9日少なかったわけですが、利用者は一昨年より年々増加しており、ことしは6,197人でありました。村内外から大変多くの皆様方が来場し、スケートを楽しまれました。

現在、スケート場の施設には利用者が暖をとれる休憩所がなく、毛布を使ったり、また車の中で暖まるなど工夫していただいております。また、ため込み式のトイレであります、マイナス10度を下回るスケートリンクですので、小さな子供には使いにくい環境にありました。

そこで25年度、次のような整備事業を行います。下水道に接続し、水洗トイレの整備を行

います。来場者の休憩室の整備をいたします。それから、管理人室兼貸し出しのスケート靴の乾燥室の整備をします。

また、現在のトイレでありますけれども、これは整備して倉庫として使用できるようにいたします。

規格は、リンクハウス木造平家2棟で、およそ50平方メートルであります。これからの季節はローラースケート場として利用いただきますが、冬期は村民、また村の宝である子供たちの健やかな体づくりのために、朝日村はアイススケートに力を入れてまいりますことから、ただいま申しあげましたような施設整備をいたします。より利用しやすいようになりまして、技術の向上、そしてまたスケートを楽しむ人でにぎわい、村の活性化につながりますことを願っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 何と言ったらいかな、浅間のほうに大変子供さんたちが厳しい環境の中で利用していたというような環境が、たまたまそちらが閉鎖になったとかいろいろな、朝日にとってはこれから利用していただくのにいい状況になった。それから天候も非常に恵まれたああいう環境の中で、非常にすばらしい人工リンク、そのような中で、利用していただく皆さんが飛躍的に増大したと。スケートは朝日がいいぞというようなアクセス的なものも含めまして、相当な朝日に対するいいイメージの向上につながったのではないかと。

ただ、先ほども教育長さんが言われましたように、暖房の点で、あるいはハウスが狭いとか、トイレが、何と申しますか、今の近代的なトイレでなかった、この辺を新しいスケートハウスができることによってカバーできる。つまり一層のスケート人口の増大、それから朝日の活性化にとっても好ましい状態が期待できるのではないかと。

以上でございます。要望と申しますか、これで結構でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2点目、振興住宅団地造成事業について。

人口減少への対応策として、宅地造成事業を実施し、村外からの流入人口等の確保を図りたい。まことにこういう人口減少の中で、こういう形で進めていただく積極的なそういう施策の中で、若干の一本松の造成事業の中では大分苦勞をしましたが、事業自体を圧縮、まあ何とかこれくらいな造成戸数の中でやり切れれば、とりもなおさず、これが人口減少への対策の大きな一つになり得ればということでございますけれども、ひとつ、いま少し詳細といたしますか、その内容等についてお聞きできればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

柳沢総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、塩原 操議員の2問目でございますが、村では、人口確保対策としまして、空き家活用事業や子育て世代への支援策として、3歳から5歳児の保育料の無料化や中学生までの医療費の無料化等、近隣市村に先駆けて取り組みをしてきているところでございます。

最近では、このような取り組みの情報を知って、村内の住宅用地に関する問い合わせも来ております。特に、村のホームページの中に土地・空き家情報というのがございますが、それは最新の1年間のアクセス数が約1万5,000件と、非常に断トツに多いわけでございます。そんな問い合わせが来ている中で、実際提供する用地が少ないのが現実でございます。

そこで、このたび住宅団地開発を村と土地開発公社の共同で行うことといたしました。既に新聞紙上でごらんになっている村民の方も多いかと思いますが、改めて概要を申し上げますと、住宅団地造成を予定しています場所は西洗馬上組地区の向原で、現在住宅が点在をする畑地帯でございます。面積は約6,800平方メートル、15区画くらいを予定をしているということでございまして、1区画80坪くらいということでございます。

この場所は、東方面に緩やかに開けた斜面でございまして、松本平を眺望できる非常にいい住宅環境でございます。なお、土地所有者及び地元地区の皆様には、既にご了解をいただいているところでございますが、具体的な手続、取り組みにつきましてはこれからでございまして、関係者の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ただいま課長が言われましたように、眺望の点では天下一品の場所の一つかと思われまます。ただ、若い方々にも入っていただけるような格安の住宅ということなんですけれども、その辺はいろいろこれから精査した中で、そういう数字が出てくるのではないかなと思われまますが、質問は以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 3点目、小学校のまきストーブ導入について。

まきストーブは、私も70歳余になりますので、小学校、それから中学校と、まきストーブで過ごしてきた年代でございます。せんだって役場へ行きましたら、まきストーブの中にまきが真っ赤になって燃えているんです。何と申しますか、私のDNAの中では非常にほんの少しですが、古い人間でございますので、何か心が安まるというか、いいなという感じを持ちました。そのストーブ、私どものころは弁当をみんなまきストーブの周りに並べて置きました。そこから、たくあんのおいもしてきましたけれども、そういう親しみの持てるまきストーブの環境の中で私ども育って来ました。だから、私どもの年齢の皆さんは、みんな私を抜いて優秀な皆さんでございます。

質問、具体的にこの導入の理由、もしくは内容等について、ひとつお聞きできたらと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

高山教育次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 塩原 操議員の小学校のまきストーブ導入についてのご質問にお答えいたします。

小学校まきストーブの導入目的は、自然豊かな朝日村に住んでいて、森林の持つ公益的な役割に着目し、朝日村の山林資源を活用しながら、児童がまきストーブを使うという体験を通して、環境保全や再生エネルギーについて学習を深めることにあります。

暖房にまきストーブを使用することにより化石燃料の消費を減らし、温室効果ガスの発生を減少させ、地球温暖化防止を推進することにつながります。

村の公共施設のまきストーブは、これまでに昭和63年にはクラフト体験館に、平成4年にはあさひプライムスキー場に、そして平成21年には役場ロビーに設置された実績があります。

また、今回のまきストーブ導入に対しましては補助金があり、これは小学校が朝日村の防災の避難施設となっております。そこで、地方公共団体が行う防災拠点への再生可能エネルギーの導入への補助事業といたしまして位置づけられております。具体的には、環境省から各都道府県に預託されましたグリーンニューディール基金市町村事業補助金として150万円を見込んでおります。

豊かな山は放っておくだけでは守ることはできないこと、先人からの地道で息の長い絶え間ない努力で植樹や伐採、間伐などの手入れをして、初めてよい山づくりができること、このようなことを含め、まきストーブの導入を契機に、子供たちが森林の持つ木材の生産、治山、水源涵養等の多面的な機能についても理解をしながら、豊かな朝日村の郷土を愛する心を育む学習を進めてまいりたいと考えます。

次に、ストーブの概要でございますが、朝日村の資源でありますカラマツなどの針葉樹もまきとして使用可能なもの、それから燃焼効率がよく灰などの残渣が少ないもの、そして全校児童が見たり、まきをくべる体験、燃える様子を観察できる、そういったことをして学習ができるように工夫したいと思っております。また、火器でありますので、管理には取り扱い責任者を決めて安全かつ適正に行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 朝日村の森林は、私ども本当に苦勞して、先の見えないといいますが、やはり一つの国家のそういう視点の中で森林行政が進められたかと思うんですけれども、カラマツが非常に多いわけなんで、私どもカラマツ、それから松、小学校から上がったところから大体400本くらいは学校で義務づけられた、そういう中で育てまいりました。

したがって、カラマツを、何とかあるカラマツ等を有効利用を何とかしたいというのが、村の方々の気持ちかと思っております。したがって、現村長、いろいろな形でそういう木材を利用した中で、クラフト館というようなものを拠点とした中で、やはりそういう木工を仕事にす

る方々も育ってきております。何とかいろいろな形で山林資源を活用して、いわゆる何とい  
いますか、効率だけで考えなくて、総合的な視点に立って、そういうものの活用を考えてい  
ただくと。

以上、要望みたいな形ですけれども、以上で結構でございます。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 4点目、朝日のあたる村音楽祭について。

大変よい事業かと思われまます。昨年は1日でしたけれども、ことしは、いやいや2日やる  
じゃないかというような形の中で、この事業計画が練られた非常に熱い思いは私も同じであ  
りますので、伝わってまいります。

しかし、2日間ですから無理もないんですけれども、予算500万円ですか、今の段階では  
その内容等、やることはいいじゃないかと、こういうような形でもろ手を挙げ得ない一抹の  
不安といいますか、そんな気持ちも残りますので、まだ議会もありますので、そのうちには  
明確な形の内容が示されるかと思うんですが、今の段階で、この事業自体についていまして  
突っ込んだ形、できる範囲でご説明いただければうれしいと思いますのですが、以上、お伺  
いをします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、朝日のあたる村音楽祭の内容についてお答えをさ  
せていただきます。

昨年の9月、スキー場で開催されました信州フォークフェスタ2012は、入場者数が1,100  
人でありました。当初の予定より人数は下回ってしまったのですが、スキー場が音楽イベン  
トの会場として十分活用できることが確認できました。これは大きな収穫でございました。

ことしは、昨年の反省をもとに、開催期間を2日間とし、より多くの観客を呼び込みたい  
考えでございます。出演者は、前回のフォーク歌手にこだわらず、ミュージシャンまたはア  
ーティストと呼ばれる歌手またはグループ15組以上を予定しております。イベント名も変更  
しまして、ロックの名曲で「朝日のあたる家」という曲がございます。その曲の一部を借用

して「朝日のあたる村音楽祭」としております。朝日村の美しい自然と、そこに差し込む爽やかな日差しが今回のタイトルにイメージされております。

イベントは、7月の13、14日の2日間で、スキー場と緑のコロシアムを会場として、主催が朝日のあたる村音楽祭実行委員会、村はその後援としてイベントのバックアップをしていく考えでございます。

現在、アーティストの出演者を取りまとめております。今現在ですが、11アーティストが決まっております。この中には上條恒彦さんも含まれております。また、今回の音楽祭のコンセプトとしまして、「音楽を通じ愛と平和を伝える音楽祭」としてしております。そこで、戦場カメラマンの渡部陽一さんの出演も決まっております。いずれにいたしましても、全国各地から大勢の方が朝日村を訪れます。村としましても、朝日村を全国にPRする絶好の機会と捉えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ありがとうございました。

以上で質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は1時ちょうどということでお願いしたいと思います。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、質問項目は2件でございます。よろしくお願いいたします。

1といたしまして、保育料無料化事業の事業評価について。

昨年4月より当村の保育料は、3歳児から5歳児まで無料化されました。この事業は、平成23年12月議会で村行政改革プランの実施状況と見直しが村長より提示され、歳入確保対策で、保育料は松本平地区では最低額であるから、24年度も引き続き維持していくとの説明がなされました。3月の定例議会では突如方針が変更され、無料化が提案され、「人口確保対策、若者に魅力のある村づくり」を掲げ、執行されております。

事業執行後、間もなく1年に達するのでお伺いいたします。

1といたしまして、人口確保対策に対する24年度の事業の評価。

2番目といたしまして、保育料無料化に伴う保育園児の増加人数と、逸した保育料の実績金額、当初計画では1,800万円の歳入減と算定されておりましたが、どのような結果になるのでしょうか。また、村民に事業評価の説明責任を果たす義務があります。

3番目といたしまして、本年度も継続し、この事業を重点施策として執行する計画ですが、その目標値である人口確保、園児増員数、逸する歳入算定金額等をお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の保育料無料化の事業評価ということでございますが、この種のもものは村民の皆さんが行うものでございまして、私が申し上げるべきものではないと心得ております。

また、保育料無料化への取り組みは議員発想の費用対効果という心の狭い考えでなく、これは私の施策として取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、担当課長から補足説明をいたさせます。

○議長（上條俊策君） 高山次長。

〔教育次長 高山義教君登壇〕

○教育次長（高山義教君） 林議員のご質問に対して、村長の答弁に続いてお答えをしたいと思います。

思います。

少子化が看過できない状況に来ているとして、思い切った子育て支援ということで本年度4月から保育料無料を行い、10カ月が経過しております。今年度の転入者もあり、効果はあると考えております。

全体といたしましては、本定例会の初日に中村村長提案説明にありましたように、平成22年度から定住促進事業空き家バンク制度を実施し、15世帯、36人が転入をしているものがございます。

それから、無料となった保育料の額ですが、平成24年度、3歳から5歳まででございますが、保育料は1,990万円でございます。また、村の住民基本台帳の資料によりますと、本年度中に子供で24人転入者がございました。前年度の転入者は9人ございましたので、昨年度より現時点で15人の増加となっております。転入者の中には、保育料が無料になるから転入したとの方や、3歳から5歳まで上のお子さんが無料になったことによって、未満児のお子さんを保育園に出すと。そして仕事についたという方もあるというように聞いております。

それから無料化の継続に当たりましては、人口、園児数増、それから無料となる保育料の目標値をとのご質問でございます。

保育料無料化は、24年度の当初予算の編成に当たり、先ほど申し上げたとおり、少子化、人口減少が看過できない状況にあると。喫緊の課題となったということで導入をしたものでございます。無料となる保育料は、1年間に今後ともおおむね2,000万円程度と見込まれます。保育料が無料になれば必ず転入がふえるということは言い切れませんが、ほかの定住促進対策とあわせて子育て世代への支援をすることによって、徐々にその効果があらわれると思われまじ、この施策を継続することが園児数や、ひいては人口の減少を抑制することにつながると思います。

このことから、先ほど村長答弁もございましたように、直ちに人口や園児数増加の目標数値を設定することにはなじまないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私は民間感覚で申し上げているわけなんですけれども、やはりそれ相応の歳入減につながる、そういう事業ですし、やらんとしていることは、村の人口増加、それから子育て支援、非常に世間では求められている、それを積極的に取り入れたということ

に関しては、やはりそれなりきの評価があると思います。

それで、これに関しては、それぞれそういう施策に対しての賛否両論があろうと思いますけれども、いずれにしても、貴重な、本来だったらあるべき、得られる、そういう歳入が断たれ、そしてそういう事業を展開するということで、やるからには、それなりきの目標を持っていただいて、そしてそれに邁進するということが行政に携わる人の責務ではないかなというふうに思っております。なおかつ、そういう事業をやった場合は、公正で透明性のある内容表示を提示する義務があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員は、民間の一つの生産だけに向かった投資的効果を言っていますが、行政というものは全然なじまないものがあるわけでありまして。そこを議員として理解していただかないと、全てそんなことは通るものではありません。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私が求めた事業評価というのは、やはり結果的には私も想像はしていましたが、やはりお手盛り評価的な形になってしまい、私自身もやはりそれに対しては、それは狭い了見とかいろいろな表現がありますけれども、やはりそれ相応の投資をするには、費用対効果、もしくはどういう成果が得られるか、それに伴い当然、付随してくるもろもろのそれぞれの附帯する条件が整っていき、そしていろいろの形でそれが波及効果になって方々で形としてあらわれて、最終的には当村のイメージアップになることも、しないよりはしたほうが良いと思っておりますけれども、やはりまだまだ私どもの考えの中では再建途上というのか、やはりこれからもっと詰めていかななくてはいけないような箇所もありまして、金額は少ないとはいっても、自己財源が当村は農業立村であって、そういう中でやはり農家の収入なりが落ちてくると、それによって自己財源も減少してくるという中で、やはり貴重と言ってはあれなんですけれども、それなりきの固定費をなす、そういうセクションになるものですから、やはりそういう部門を大きく棚上げしてやった事業ですから、それなりきの成果を期待せざるを得ないというのも事実、それを申し上げてこの質問は終わりたいと

思います。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2番目といたしまして、自然エネルギーの有効活用について。

元気づくり支援金等を有効活用し、長野県が提唱している一村一自然エネルギープロジェクトに挑戦してみませんか。取り組む事業は、小水力発電です。導入したい設備はピュアラインあさひで、鎖川に放流している下水処理水の有効活用です。

一般河川から取水する水力発電と異なり、砂やごみ、落ち葉等の流入物もなく、ライフサイクルコストも軽微で済み、何よりも水力発電に伴う面倒な水利権にも抵触せず、かつ発電に必要な有効落差も確保でき、24時間稼働している下水道処理設備の放流水ですから、水力発電には好条件が備わっています。発電した電力は、処理設備の消費電力に充当し、支払い電気料金の低減化を図り、一般財政からの繰入金を減額します。

信濃川の源流であり、日本の屋根と称されている信州朝日村からCO<sub>2</sub>排気ガス削減で、当村の環境施策を世に発信し、朝日村のイメージアップを図りませんか。

水力発電事業の支援は長野県企業局に委ね、早期に対処することを提言いたします。この提言についてお考えを伺います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原産業振興課長。

〔産業振興課長 塩原忠男君登壇〕

○産業振興課長（塩原忠男君） それでは、自然エネルギーの有効活用についてお答えをさせていただきます。

一村一自然エネルギープロジェクトとしまして、鎖川の松の木橋左岸の放流口下へ水力発電機を設置して、そこから得た電気を処理場の電力として使用してはどうかというご提言でございますが、発電機の設置場所としては好条件がそろっているとお話ですが、実際に設置を考えますと、大変難しい場所であることがわかりましたので、まずその点について説明申し上げます。

放流口に流れ出る水は下水道の処理水ばかりでなく、雨が降ればカンロ朝日工場から上流、古見原の約半分の雨水が排水路を通じて、最終的にはこの放流口に集まります。水の勢いはかなりのものでして、中には土砂も含まれますので、発電装置は簡単に流されてしまう、そ

んな心配がございます。仮に下水道処理水だけを別に分けて考えても、処理水は塩素で滅菌をしております。小水力用の歯車と機械関係のさびどめ加工と、そのメンテナンスがさらに必要になってくると考えます。

3番目ですが、発電機を設置する場所は鎖川の河川敷になりますので、河川許可が一般的にはおられないかなというふうに考えられます。以前に、あるNPO法人が発電機の実証実験をそこで行っております。先ほど説明したようなこと、また対岸の方から水車の音が気になる等の苦情もあって、すぐ撤去されているようでございます。

また下水の放流水だけで発電量を計算してみますと、現在の放水量は日に1,230立方メートル、ドラム缶にしますと六、七本でございます。仮に落差が1メートルで発電を計算しますと、年に600キロワット、これを例えば売電したとしますと現在29円／キロですので、年間で1万7,400円でございます。工事費は別としても、維持管理だけでも難しいかなと考えます。

また、朝日村を自然エネルギーでイメージアップとのご意見でございますが、イメージアップするには、自然エネルギーを有効活用して、地域に還元できるものが必要と考えております。朝日村におきましては、議員さんご存じのとおり、中信平右岸土地改良区の西洗馬機場では畑かんの維持管理経費を削減する県のモデル事業として、いち早く太陽光を取り組んでおります。

また、東京堂さんでも、新しい社屋の屋根に太陽光パネルを設置して1メガワットの発電を行うと聞いております。さらにはIHIシバウラ朝日工場でも、メガソーラーとして発電を秋から行いたいというふうにお聞きしています。小さな村で大きな太陽光発電箇所が3カ所あるということは、これは県下でも太陽光発電の先進地であると言ってもよいかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、答弁いただきまして、まず私ももう少し精査すればよかったんですけれども、

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

発電に対するもろもろの条件がそぐわないということに関しては承知しました。

それから、当村がメガソーラー、そういうことで弱小な村でそれだけやっているということは、それはたまたま誘致した企業がそういう形で対応しているということで、それは村のイメージアップにはつながるんじゃないかと思えますけれども、やはりそれは行政が直接手を下しているのではないというふうな考え方もあるんじゃないかなと思います。

ですから、そういう面ではやはり日本の屋根で、例えばそういう水利権等に伴い、もしくは観光水利権とかいろいろありますけれども、そういうような中をうまく利用して、地区に密着するような小型水力発電なり、そういうものを放棄せずに、またこれから研究されて、もしくはそういうことに着目されて対応することを希望したいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

---

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 次に、7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村です。

私は一般質問として2問用意いたしました。

まず第1問目でございますが、朝日村商店街の再生についてお伺いいたします。

このたび、JA松本ハイランドの生活店舗が新装オープンしました。これから利用者がふえ、繁栄することを祈念するものでございます。

しかし、村内では、廃止する飲食店等がふえ、その他店舗の減少に歯どめがかからない状

況です。これから高齢化社会を迎え、買い物弱者が朝日村でもふえてくることでしょう。また、朝日村で観光事業を実施しても、村内での買い物が少なく、経済的効果が極めて少ない。投資資金に見合う効果が見込めないのが状況であります。

買い物弱者はデマンドタクシー利用するにしても、来村者の買い物にしても、核となる商店街が必要なことは明らかであります。デマンドであっち、次はこっちへ行ってくれではなくて、大体1カ所でできるだけ買い物をできるようにするところが必要ではないかということがあります。JAの店舗や郵便局を中心とした役場前信号周辺までを、商店街振興地域として開発していくことが必要だと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の朝日村商店街の再生ということでございまして、議員ご提案の新田の地域の県道沿いを商店街振興地域にしてはとのこととございます。

私が提案説明でも申し上げておりますが、村内の商店は著しく少ない現状を踏まえまして、活性化するために今後どのような方法、手法があるのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） これから考えていきたいということではありますが、これは5年前の朝日村第5次総合計画であります、その中にも若干触れられています。

現状と課題、これは同じようなことではありますが、朝日村の人口は商店街の形成は大変難しく、商店は地区に分散していますが、近年、この商店も店を閉めてしまうケースが多く見受けられます。このため、これ以上商店が減少すると、交通弱者と呼ばれる高齢者世帯などの生活に大きな影響を及ぼすとともに、災害の食料供給も心配されますということで、基本目標として、商工会、行政、事業者により地域の活性化を目指した推進体制を組織し、新しい発想の中で商業の振興を図りますと。また公共交通の見直しにより村民の足の確保を図り、村内における購買率の向上を目指しますということになっているわけですが、これでいろいろなあちこちの計画を見てみたわけですが、社会資本総合整備計画だとか都市再生整備計画

とか、いろいろな計画があるわけですが、どの計画を見ても、この商店街については全然触れられていないというのが現状でありまして、最初の総合計画でこういう計画をつくりながらほとんど手をつけていないという現状、特に今、村長さんからの答弁もありましたとおり、これから考えていきたいというような話でございまして、この計画そのものがどうなっていたのかというのも一つでありますし、今の商店街、問題意識がどのくらい村長さん考えているのか、その辺についてもう1回伺いたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の2回目の質問でございまして、まず第5次総合計画は10年の計画であります。ストレートにすぐ始めるもの、時間をかけて取り組むもの、いろいろあります。その辺のご理解、そして私がどう考えているか、これは先ほど申し上げましたが、提案説明で申し上げております。その中でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 要するに何も考えていないという答弁だと思いますが、まず一番大きな問題と申しますか、いろいろなことにこれ、かかわってくるわけですね。特にJAの店舗、これも聞くところによりますと、2年ほど経過を見て、だめであれば廃止というような方向だそうです。これがなくなってしまうと、朝日村の商店というものもほとんど消えたような状況になってしまいます。

それから、先ほど高齢化社会の話もしましたが、買い物弱者、まだ村外まで行ってやっている状況でございまして、これから高齢化社会、どんどん進んでまいりまして、買い物弱者等がどんどんふえてくると思いますので、それらの対応、それから若者の定住、要するに買い物をするところがなくて、うちの近所を見ましても、若者は結婚した人は山形だとか広丘だとか、そちらへ行ってしばらく住んでしまうというような状況が続いております。

それらは人口増対策とも絡んで非常に大事な施策だと思いますし、先ほどから我々の仲間のほうからも、観光事業等についてもいろいろ意見等がございましたが、経済効果にしなくても、観光事業にお金を費やしているわけですが、それだけお金をつけても、見合ったもの

が朝日村に落ちないということでありまして、例えばこれから2問目の質問とも若干関連するわけですが、音楽祭に人が大勢来ても、どのくらい朝日にお金が落ちるのかな、それから緑の体験館等をやっても、大勢人は呼ぶけれども、落ちるのはその管理者のところに落ちるだけで、ほとんど朝日村には落ちてこないというような状況で、受け皿というものをつくらないと、観光事業へ幾ら力を入れても、ほとんど効果がないというような状況だと思います。

それをこれから考えていくというようなことでは、若干遅いのではないかと思います、遅かろうが早かろうが、やっていないものですから、これから何とか商工会とも一緒に力を合わせて取り組む必要があるかと思いますが、もう一度その辺について村長の意見をお聞きします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 私の答弁は当初申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） わかったような、わからないような答弁になっておりまして、要はやる気がないということですか。

お願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） どうも三村議員は悪いほうに決めつけて、そして質問してきますが、これは一般質問で、大事なことじゃないですよ。大事なことはどう捉えてどう取り組むか、委員会の議論じゃありませんから、その辺はもう少し議員からも勉強してほしい。

先ほど申し上げましたように、今検討するという話をしましたから、同じことを何回も言う必要はありませんから、当初どおりであります。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ございますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 要するに村長さんがこの議会の前に言われたことがこちらに書いてあるわけですが、今、まさに村内商店が極めて少なくなっておりますが、村民の皆様には商店がなければ困るとの思いは多くの方にあると感じられますので、一人でも多くの皆様からご協力をいただきたいと存じます。なお、高齢者や体の不自由な皆さんにはデマンドタクシーくるりん号を気楽に利用され、楽しめますようお勧めするものでございますということでありました。

村長さんがさんざん申したということは答弁なさっておりますけれども、ここから読めることは、何を言っているのかよくわからない。要するに皆さんから、一人でも多くの皆さんからご協力いただきたいということを行っているだけであって、どうしていきたいという村長の思いが全然ここから伝わってこないわけですが、要するに、それについてどうしたいのかを私は聞きたいために、今回質問をしているわけでありまして、書いてあるじゃないか、前言ったじゃないかということでは、全然これ村民に村長の考え何も伝わらないと思いますが、実際にこうしたいんだという考えがもしありましたらお願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の大分見解が違いますから、何回も、いつもそうですが、幾らやっても合いませんけれども、当初、今1回目の質問のときに、三村議員は建設的な発言をしました。それは商店街振興地域をどうかということでございますから、これにつきましては、活性化するために今後どのような方法があるか手法を考えていきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 幾ら言ってもまた同じようなことになりまして、これから考えていきたいということでもあります。

これから商工会ともしっかり協力しながら具体的ないい案が出てくることを望んで、この質問を終わります。

○議長（上條俊策君） 三村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 2番目の質問であります、朝日のあたる村音楽祭の対応についてでございます。

村長は、提案説明の中で、昨年8月にスキー場で開催しました信州フォークフェスタを本年は7月13日、14日の2日間、「朝日のあたる村音楽祭」と名称を変更して開催されることになりました。この催しは民間独自のイベントでありまして、本年は2年目となり、この音楽祭が成功すれば、次年度へ続き、当朝日村のイメージアップに大きな貢献がされますので、村民の皆さんには入場券の補助を行い、より多くの皆さんから鑑賞していただきたいと思いと説明し、議案説明の中で、補助費では、朝日のあたる村音楽祭への助成金として500万円を新規に計上しておりますと説明されました。

これには2つ、私は問題が内在していると思ひまして、まず第1には、金額の問題であります、朝日村村民による村民のためのイベントでありますあの「お夏まつり」であります、朝日村村民がみんなで寄附して盛り上げているお祭りに200万円の補助費が出ています。にもかかわらず、民間独自のイベントへ500万円の補助金を出すというのは、私の感覚からしていかななものかなと、どうも納得できませんので、その辺についてご説明をお願いいたします。

まず第1点目をお願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の朝日のあたる村音楽祭の対応について、本年開催されますこの音楽祭に助成金500万円、村の夏祭り200万円、この比較の質問でございます。

双方ともイベントという意味では変わりはありませんが、内容については異質なものでございます。同等に単純に扱うものではない。これはもし三村議員の表現でいきますと、私とは価値観の持ち方が違う。単純な話でございますが、全くそこで大きな違いがあります。

ということでありまして、先ほど来から他の議員からも質問出ておりますが、この朝日のあたる村音楽祭、村が実施主体になれば、これは大きな金がかかります。しかし、民間の皆さんが昨年からの積極的に取り組んでいただいた。このことに関して私は非常に感謝しております。そして成功してほしい。このことは村民の皆さんも参加できます。夏祭りと同じように村民の皆さんも参加できるんです。そういう参加しやすい対応を考えていく。そのことは決して500万円は高いものではない、そういうように理解しています。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 価値観の違いだということで片づけられましたので、それ以上言うことはありません。どちらにしましても、村民が村民のために一生懸命寄附をしながらやるお祭りよりも、民間が朝日のためといいますか、これはもうけでやっているわけですから、自分たちのためにやるほうが価値があるんだということを申されたと思いますが、私と価値観が違いますので、まずこの問題は次に回しまして、第2に、入場券への助成は村長の公平観からいって、また価値観の問題になりますが、村長の公平観からいってできないことになっていると思うんですが、私は昨年、先ほど保育園の無料の話が若干議員からあったわけですが、そのときに私は未満児も無料にしろと話をしたときに、村長さんは公平を欠くからだめだということで最後まで押し通しました。

これも価値観の問題ですが、私とちょっと公平観が違ったわけですが、要するに全員が参加しないと公平でないからだめだと。出さない人もいるからだめだという話だったんですが、今回これ、全員朝日村の人たちが参加するわけじゃないんですよ。行きたい人だけが行く。そこには補助金でつけたいと。村長さんの公平観からいって、これはできないということになっているんだと思いますが、これがなぜできると、やるということになったのか、その辺の経過をお願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員のその質問、ただ、けちをつけるではいけないですよ。私は、頭がいいんじゃない。行政を進める上では、いかに常識的な判断ができるか、これが一番大事なことなんです。要は、言葉尻を捉えていちゃもんをつけることは、決して村民のためにはなりません。これをまず理解してほしい。でありますから、とにかく全国で活躍しているアーティストの皆さんが朝日村へ、先ほど担当課長が言っていました、十何人が朝日村で2日間で演奏をされる、こんなすばらしいことを村民の皆さんがそっぽを向いていたら、これはまさに関係ありません。私としても補助金を出す必要がありません。

しかし、ふだん鑑賞できないこの文化高いものをこの地元でやっていただくなら、当然村民の皆さんからは高い入場券を求めやすい金額にして鑑賞していただく、これは私としては

当然村民益のために大事なことだと。先ほど申し上げましたように、これでこれ以上、三村議員が質問されるということは、まさに価値観が大きな違い。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） いつもこうなってしまうんで余り質問したくないんですが、要は、村長はいつも何かその言葉が、言葉尻をつかんでいるだとか、いちゃもんをつけているだとか、すぐはぐらかすようなことばかり言って事を曲げてしまうんですが、要は村長の判断基準というのはどこにあるのか。

先ほど申しましたけれども、この前の未満児の問題、これは大事なことじゃないんだと。要は大事なことはそんな理屈じゃないと。とにかくやるものはやるんだと。要はいいか悪いかなんか別だと。何でもこれは俺がいいと思ったやつはやる、いいと思わないやつはだめだというあれなのか、要するに基準が全然ないわけですね。この前は公平じゃないからだめだと。今回は、そんなことじゃないと、これは大事だからやると。

どうしてもその辺が私には納得できないわけですが、先ほどから村長さんは価値観の違いだということで説明されておりますので、これ以上やっても、もう価値観の問題ですから、何もめどがつかないと思いますので、以上をもちまして質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、齊藤勝則君。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私が最後の質問者でございますけれども、私は、次の4点について質問をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず第1に、非常に文章も長いものですから、これ読んでやりますが、保育所の1園化と

その課題。

今までに保育所のあり方検討委員会や保護者の皆さん、村民の皆さんの多くのご意見から、新築で1園化することが一番望ましいという方向が打ち出されたわけでございます。これから建設委員会に移行していくわけですが、この方向が出された主の要因は、入園児数の減少と、もう一つ、未満児保育のニーズの増加と、そのことに対応する施設の充実であるとのことでございます。私もいろいろの内容を見てみまして、この意見には全く異論もなく非常によいことだなと思うわけでございます。今現在、未満児対応には職員の部屋まで使用しているというような話も聞きました。早急の対応が必要であると思っています。

ただ、最近私ごとみに心配することは、当村の新事業やイベントの進め方が、ややもすると一面的で、将来への多面的で有効なあり方やビジョンがちょっと見えていないというのが問題であります。まずは新事業ありきというような気がしてなりません。そこで私は保育園につきまして、今現在の園舎のあり方を同時並行で新園舎建設とともに考えていかないと、将来に禍根を残しかねないのではないかと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

また、村民の中には、改修、改善してでも十分ではないかというような意見も結構ありますが、私としては先ほどの理由からすれば、新しい保育園はやむを得ないかなこんなふうと思うわけですが、旧園舎の主体的な責任は、地域の方ではなかなかそれを守っていくのは厳しいというような意見も聞いておりますが、その点で、この残されます旧園舎に今後なっていくと思いますが、これの利用についての方向性をちょっとお聞きしたいなということで、1番目の質問はそんなところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の保育所の1園化と課題ということで、保育所の1園化によります現施設の今後の対応について同時進行をとということでございます。

議員ご案内のとおり、現在は2園の統合に向け建設委員会を発足しまして進めているところでございまして、新築1園化が具体化されまして、先の見通しができるころになれば、当然、現園舎についての今後のあり方等について、これは研究、検討をしていかなければならない。しかも、これはやはり村民の皆さんに考え方を諮っていかなければならないというように考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから、今後やはり考えて研究していきたいということで意見聞きました。

この2度目の質問は、私、以前、針尾の問題があったときにやったんですが、今後なります旧園舎については西洗馬地区も古見地区も、今もあそこに防災上の倉庫とかいろいろあるわけですが、防災上の拠点として、またその地域の高齢者の皆さんの居場所として、ぜひ使い勝手をよくするような改善もしていただきながら残して、その場所を区に提供し、財政的には村としても支援していただきながらやっていくことが最善ではないかなと、こんなふうには私としては案として考えているわけであります。

また、地域の文化の面でも、基地として生かしていく必要が当然、今度の古見地域なんかもそういう部分も、今センターでやっているわけですが、先ほど誰かが尋ねた防災上の点からも、今度そういうものができれば、そういうところでも十分に対応できるということもありますし、また防災上の基地としても守っていかれる場所になるんじゃないかと思うので、有効利用を、ぜひそこら辺で考えてやっていっていただきたいと思います。

ですから、この施設はなくなるのではなくて改善していただいて、余り金をかけずに改善していただいて、地域のために本当に生かしていってもらえるような施設にぜひしていってほしいと、こういうことがあります。

また、今のあれを見ても、例えば古見もそうなんですけれども、駐車場結構広いんですよ。地域の場所としては、むしろ今までの集落センターよりも非常に使いやすいぐらいのところでもありますので、西洗馬のほうもそうだと思いますが、非常に広い場所ですので、そこら辺を地域サロンとか生きがいサロン、地域の文化の発表の場、こういうようなことをぜひやっていってほしいと思います。

また、新園舎については、あり方検討委員会で建設の方向に決まりましたが、場所についてはまだこれから決めていくわけでありますが、私は、これは自分なりの考えですが、できれば文教施設の近くがいいかなと。小学校の近く、例えば山形の保育園とかそういうのを見ましても、非常に近くであって、広場とかそういうのもいろいろも使いやすいというようなこともあるので、そこら辺もぜひ考えていっていただきたいと。

やはり、今、村で2つ、3つ大きな事業があるんですが、庁舎の問題とか保育所の問題、そのほかかたくりもありますけれども、そんなようなところで、やはり双方加味して、例えば駐車場とかそういうような関係から、場所の選定というのは本当に急ぐような問題であると思いますので、ぜひ場所なんかは早目に決めていただかないと、この庁舎も多分、どこら辺に来るかちょっとわからないけれども、駐車場の関係とかいろいろ入れると、非常に早くから考えないと大変だというものがあるものですから、そこら辺もぜひこの建設委員会の中で具体的に早目に進めていただいた後で、庁舎本体の、あるいは保育園本体の対応をしていただきたいと、こういうことがあるわけでありまして。とにかく一施設でぽっきり、ぽっきりというのではなくて、双方が関連し合うようなうまい有効な活用をぜひ今後の位置の上で考えて場所を決めていってほしいと、こういうのが私のお願いでありますけれども、この質問は、そんなことで、私そこら辺の考えがありましたら聞きたいんですが、なければ私の要望としてぜひお願いしたいと思うわけでございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目は、生活弱者の皆さんへのお助け隊の創設、これは簡単ではないと思いますが、この冬の寒さは近年では本当に多分一、二番の厳しさではなかったかと思えますし、当然のことながら雪も多く、除雪も多かったわけですが、そんなとき、雪がかかれずにいるお宅や、高齢で苦労している方の家を何軒か見ました。私の近隣でも非常に80過ぎた方が多くなってきているわけです。そういう中で雪がなかなかかかれずにいるようなうちとか、そういうようなものがありまして、私はやはり議員の立場として、率先してそういうところは協力すべきだということで、近所もできるだけかくようにしております。

そういう意味でのお助け隊というんですか、余りしっかりした組織というよりは、地域の皆さんがこういう高齢者のひとり暮らしの方、あるいは体が弱く施設に行ったりして留守がちな方のようなところは、やはり防災上ばかりではなくて、ことしのような雪の多い年は支援してやってやらなければいけない。そういうものをどうしても地域や行政のほうもあれして、考えていただければありがたいなと思います。

また、除雪の面でございますけれども、いつか数年前なんですが、私、山形で、ここにも書いてあるんですが、雪をかいているようなところもある中型のあれは除雪機でしたね、それでかいていましたが、非常に距離が長くて人の手でやるには大変なところを、いわゆる小

さい、飛ばすやつではなくてちょっと中型ぐらいのでしたけれども、いわゆる通学路をずっと500メートルとか1,000メートル直線で山形ありますからやっているのを見て、あれはいいなと思ったんです。

やはり朝日村の中にも私聞きましたら、主な村道の重機の入れるところは重機が、本当に東筑摩郡中で一番よくかいてくれていて、私はすごいなと思ったわけですが、できれば、そういうちょっと村落内にまだまだかけないで、わだちなんか残って大変なところがあるものですから、そういうところのために何か対応してもらえないかということで、村のそういうところの考えをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 齊藤議員の生活弱者の皆さんへのお助け隊創設というご質問でございますけれども、村では、ひとり暮らしのお年寄りなどに一定の条件の方には利用していただける軽度生活援助事業を行っております。

雪かきもその中のメニューの一つになっておりまして、シルバー人材センターへ委託して行っております。この冬は特に雪が多く、村民の皆さんも雪かきに大変苦勞されたと思いますが、現在雪かきの援助を利用されている方は5名いらっしゃいます。しかし、高齢者の方からは、公的なサービスを申し込むまでもなく、民生委員さんや隣近所の方が手伝ってくれて、大変ありがたいという声をお聞きしております。

民生委員さん方には、見守りということをお願いしておりますけれども、地域の皆さんの中にも、カーテンがあいたとか夜明かりがついたとか、そういうことをその方の負担にならないさりげない見守りというのをしていただいている方が大勢おります。齊藤議員もそうした活動をされているお一人だと思います。こういう皆さんには大変感謝申し上げます。ありがたいことでございます。

行政のサービスには制約がございますので、全てのことをカバーするということではできません。地域の皆さんが自主的にふだんから生活弱者を支えていただくことは、平常時だけでなく災害時には大きな力となります。

東日本大震災以降、しばしば「地域のきずな」という言葉を耳にいたします。地域の単位である地区常会で、地区内の生活弱者の方の支援をもう一度皆さんで考えていただければ、自然と議員のおっしゃるような支援体制ができてくるものと思います。行政と地域が連携を

とりながら生活弱者の皆さんを支援していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも話を具体的にしてもらって、わかりましたけれども、先ほどの中で弱者への生活支援というのは除雪ばかりではないんですが、先ほど私も除雪機のことをちょっと言ったんですが、できれば、たしかあれは中型でしたね、山形のは。あれぐらいの大きさのものがあれば、貸し出しをしても、地域のものを借りても、私たちが協力してもいいから、たしか500メートルもの範囲かけないところだとか、あるいは中学生の通学路、ああいうようなところ、地域の方でやる方は地域の方でもいいので、ぜひそういうようなものが予算的な都合が今後つけられれば、今すぐというわけにはいかないと思いますが、村にでも用意していただいて、貸し出しするような形で、燃料とかそういうようなものは持って帰ってやるようなことができれば、私も早速そのようなことで地域のためにかけないところはかいてやろうとか、そういう思いはありますし、高齢者のことを考えると、本当にそういうことは大事だなと思うものですから、そういう意味でのお助け隊でありますし、また除雪ばかりではなくて、いわゆる生活の中での機能、いろいろ邪魔な木があるとかそういうようことに対しても、例えば私たち、今仲間になっておりますが、このフロンティアあさひのような支援のそういうところにもいろいろ方法がありますので、そういうようなところにも、ぜひいろいろと必要な方は出していただいて、いわゆるお助け隊のようなものを地域のために、高齢者の方々のため、あるいは生活弱者の方のために、ぜひ防災と同時に考えていっていただきたいというようなことを提案して、この2番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 村民の憩いの場づくりということでございます。これは今までも何人かの方が商店とかなんとかでいろいろなことを出されているわけですが、ダブるところもあ

と思いますが、ちょっと読ませていただきます。

今まで村民の皆さんの要望から、喫茶や食事のとれる場所として、村になじみのある業者から中央公民館敷地内に当村の依頼で来て営業していただいていたわけですが、いかんせん当初は少々よかったわけでありましたが、ことしに入っては来客者も少なく、利益も上がらず、お店の個人的努力では存続は難しく、経営断念はかたいものと私は思いました。ですから、プロの業者の再度の依頼は採算面を考えますと、今後は難しいのかなと、こういうふうに思うわけでございます。

また、村内のほとんどのお店が商売から撤退してしまっています。昨今、残ったわずかな経営者とJAだけで、まさに村内デフレの状況で、利益も他地域に落ちるのが現実であります。本当に寂しい限りであります。いかに人口増、子育て支援対策を打っても、足元から崩れていくのは何とも残念でなりません。

そこで、今後のことを考えますと、他の方法での憩いの場づくりの方法を考えねばと、私は考えております。今、県内の何カ所かでいわゆる障害者の方たちとその保護者の皆さん、支援者の協力で、喫茶とか簡単な軽食、例えばサンドイッチとかトースト、パン、ケーキ、ミルク、アイスなどをつくったりして、または同じ仲間の他の施設でつくった食材で地域に貢献しているところも何カ所かあるということを聞いています。その上に自治体が財政的に支援をしていただき、売り上げたわずかな利益と合わせ、障害者に還元する、こういうことも考えてはどうかと思います。

そして、あの場所の有効な活用を考えて、村内外の方の憩いの場にできたら本当にいいのではないかなと、こんなふうに思うわけであります。また今後、新庁舎ができれば、先ほど高橋議員も言ったんですが、その一角に憩いの場としての例えば今の喫茶みたいな簡単なものでもいいんですけれども、職員の皆さんも利用できるであろうし、非常に村民の方も役場に来やすい、なじみ深いというようなことになりますので、今後、庁舎をやる場合にも、そういう幅のある庁舎を考えていただいて、村が魅力があるというような雰囲気をつくり出すことがうんと大事ではないかなと思います。

また今ある場所がそういうふうに、例えば一角に行った場合には、今、朝日でも食育とかいろいろの食会の皆さんが努力したりしているやつのそういうものの発表の場、発信の場合としても、いろいろな形でこの健康センターの中で使える方法というのはいっぱいあると思うんですよね。そういう意味で、少し、余り金がかからずにやっていけるような、それで地域の皆さんの憩いの場になるようなことを、私はこれは一案でございますけれども、ぜひ考

えていていただいて、そしてもう一つお願いは、今回もそうだったんですが、せっかく朝日村へ来てもらって頑張ってくれていたわけです。それで、やはり育てるという心を村民が持たないと、なかなかいけないと思うんですよ。私たち議会もわりかし利用していますし、役場の村長さん初め皆さんがわりかし利用してくれているんですが、なかなか少々の数では経営に大変になるというようなことで、ぜひ村民の皆さんにも訴えて、地域の憩いの場だということをしっかりとお出しただいて、利用を高めていただいて、先ほどのJAじゃないですけども、やはりなくしてはだめなものだと、こういうふうを考えて、力を入れてほしいなど、こんな考えですが、そこら辺にちょっと行政の考え方がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員のこの憩いの場というのは、保健センター内のレストランのことを上げているというように理解していますが、このレストラン、現在まだ営業中でありますので、このことに関して私が発言することは非常に失礼なことでありますから、これは控えさせていただきます。

ただ、今のレストランを再開したときには、私は一番先に商工会に話をしました。それで商工会が受けられなかった。その次にどこへ話をしたかということ、村内の障害を持っている3団体の皆様方に、齊藤議員にも責任者ですから3人のうちの1人に話をしました。それで共同でどうかという、そこまでやりました。ただその皆さんもだめだと。そこで公募をしたということでもありますので、いずれにしましても、今の営業中のところに関して私が言うことは甚だ失礼ですから、これは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長が言いましたけれども、私も、ですから名前は今現在やっておりますものですから、出せません。正直に話せば。

ただ、そういうことで非常に大変だという内情も、私妙に愛着があって行っていたものですから、非常にわかるものですから、大変だと思うことを感じているものですから、ぜひ

今後、そういうようなことで今村長が言いましたけれども、何らかの方法で、ここで憩いの場をつくって維持していただきたいなということで、これは一つの私の案として出したわけですが、さもないと、朝日村は本当に寂しい場所になるんじゃないかということが一番でありますので、もう一つは、さっきも言いましたが、ぜひ村民に愛していただけるような、そういう施設になってほしいなと本当に思うものですから、利用していただいて、そういうことを切にお願いして、私のこの3番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） これは本当に今政治的な問題を掲げて4番目は上げているわけですが、きょう、ある方からもT P Pの問題とかそういうことも出たわけですが、4番目、T P P、道州制、原発再稼働の動き、改憲、消費税増税と村民の生活の対応ということでございます。

今現在、安倍内閣のもとでデフレ脱却に向け、アベノミクスなどと言われ、一面で株価の上昇など、一見、日本経済が好転かのように言われておりますが、その実は、私たちには燃料の高騰、あるいは物価上昇で苦しいことだけがあらわれてきております。その上、年金の目減りもことし予想されており、首相のT P P参加意向もきょう、ちょうどいろいろな面ではっきりしてくるんじゃないかなと思うんですが、これが現実になれば、農業、食料、医療、保険、建設の全ての分野への悪影響が出てくるわけです。とかく農業だけが取り上げられているわけですが、この中には医療とか大変な問題もあるわけですが、

道州制による山間地域の衰退、こういうことも今進んできているわけでありまして、今回もこの議会の前に、いろいろの団体からの要望とかいろいろが来ておりますので、本当にこれはいよいよ身近にどんどんとなりつつあるなという気がしてなりません。

原発事故の未解決と被災地への支援継続の遠のき、やはり2年この最近言われているんですが、3月11日を迎えて2年目、支援継続の遠のきが最近やはりなってきたんじゃないかなという気がしてなりません。やはりこれも今後続けていかなければいけないなと思いますし、また、新しく新政権になりましたら、大分政府の組織も変わりますので、どちらかというときの臭い平和憲法改憲、改悪の動きとか、あるいは消費税増税など、私たちにとって厳

しい内容ばかりが今取り上げられてきているわけでありまして。とても今の現在を見てみますと、デフレ脱却策とは私は思いません。

当村でも J A は T P P 反対と聞きますし、今の議会の中でも、先ほども言いましたが議会に道州制の反対の訴えも来ておりますし、陳情でも、年金目減りの訴えなどもあります。他の国策の内容でも、行政当局では内容についてはよくわかっているのではないかと思うわけですが、国の施策だから仕方がないではなくて、やはり今の時点は、国へ地方の大変な状況を声を上げるときに来ているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

また職員の給与についても、国の方針としては、国の国家公務員に対するいわゆる給与削減の指示がありますが、当村の今までのさまざまな努力、例えばラスパイレス指数も非常に当村は低いわけでございます。また、国の数値目標以下でいろいろやっても、まだ100に行かないくらいの状況であるわけです。余り、当村の職員には影響がないということを聞いておりますが、国の意向で下げられるという話ですけれども、例えば職員の本給でも変えて、他のほうの例えばボーナスとかいろいろのところの補給だけだと、私はそれで変化がないというのは困るものですから、どうしても職員に対しては本給をきちんと守っていただきたい、それが生活苦のもとになっておりますし、また全ての今後の所得の基礎になるわけでありまして、その点でぜひ本給を、むしろこういう低いところは上がるくらいの努力をしても私はちっともおかしくないかと、こういうふうに思うわけです。それでやはり職員の皆さんの仕事への張り合い、そういうものをぜひやっていただきたいというような思いがあります。

また、ちょっと T P P について私もいろいろと少し見てきたわけですが、消費税については、1997年に導入してから、そのころまでは毎年、年平均5万円ずつ年収がふえてきたわけですが、それから以降は年平均、年収が5万円ずつ減ってきているんです。こういう状況にある中で消費税増税ということは、本当に大変なことであるなということを感じるわけでありまして、また先ほどの T P P ですか、これなんかは朝日村に一番関係するわけですが、どうしてもこれは知っていただきたいと思うものですから、これは農業ばかりじゃないということで、きのうは実は私も J A との話があったわけですが、そういう中でも T P P が出たんですが、これ農業ばかりじゃないですね。医療関係、混合診療といって、いわゆる高度医療が保険がきかなくなるような医療というのがアメリカのほうから、やはり T P P で規制が緩和してしまうと入ってくる。あるいは B S E の牛肉の問題とか、そういうのがいわゆる抑えがきかなくなる、水際できかなくなるというようなこ

とも今後考えられるじゃないかと思えますし、何を置いても農水省の試算ですけれども、今の39%の農業の自給率が農水省の試算で13%になるという、こういう中で日本の農業が弱体化するということは本当に大変なことで、アメリカのブッシュ前大統領も、農業の自給率は国防につながる、こういうことも言っているくらいで、やはり今回のやつは私は大きな声を上げて、地域をそういうことはしないほうがいいじゃないかということを思います。

また、公共事業についても、こういう地域の公共事業にまで参入してくるということも、中を調べてみますとあるわけなんです。ですから、いろいろの面に医療、それから地域の公共事業、そういうような民間の中小のそういうところにまで影響が出てくるということで、一面だけ捉えてしまっていて、農業だけだという感覚でいたらこれは大変なことだなということで、今回どうしても私、この質問に取り上げたくて、また高齢化が進んでくる中で、先進医療がお金がないと高度医療が受けられないというようなことになると、今まであった国民皆保険がこの導入によってどこかに行ってしまうということになれば、本当にお年寄りの皆さんの医療を守るという上で大変になるんじゃないかなということがいっぱい含まれているものですから、声を大にして、私はやはり地域からも、そういう意味で声を上げていていただきたいと思えます。

それで、アメリカの今の交渉担当の方、オバマさんは日本のことも対応すると口では言っていますが、この交渉担当の専門官は、例外は許されるものではないと、今11カ国がこれに参加しているんですが、ほかの国のこともあって、例外は恐らく認められないだろうということですから、大分トップのほうと下のほうでは違うというようなことで、そういう意味でぜひ知っていただいて、朝日の農業を守るという点で、このTPPを朝日村のために反対して欲しい。先ほどの消費税の問題、また憲法9条についても、今96条を変えて、国民の3分の2以上の賛成がなければ憲法を変えられないんですけれども、それを96条で2分の1という条項にしようということで、国民の今70何%が憲法を変えるなど、平和で今まで戦争をしないで来たのはこの憲法があったからだということでもありますので、こういうきな臭い方向も、ぜひこの際、地域から声を上げてやめて欲しいなと思えます。

原発再稼働などは、ましてや最近のニュースを聞いても、解決の方法がないのに再稼働なんていうことはとても許せないし、道州制については、地域が衰退するというような意見もよく聞いているものですから、よく考えてやっていく必要があると思えますが、これから行政としても上からいろいろおりてくるものですから、対応は非常に難しいんじゃないかと思えますが、よく内容を調べて、地域を守るあれで、ぜひやっていていただきたい。これ

はもう私の切なる要望で最後、こういう政策上のことを出したわけでございますが、大変な時期に来ているなということで、そんなことを4番目の質問として取り上げましたけれども、何かこれについてお考えありましたら、行政の立場でちょっと述べてもらいたいと思いますが。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の4番目の質問は多岐にわたっておりまして、この一ローカルの村で議論する以前の国を挙げた議論という分野が幾つもあります。せつかくの事前の質問要項につきましては私のほうから一言申し上げたいと思います。

T P P、道州制、原発再稼働の動き、改憲、消費税増税と村民の生活への対応についてということでございます。

先ほども申し上げました幾項目にわたる国政の動きに対しまして、先ほどは地方から声を上げないかという質問でございます。

私ども932の全国町村会では、昨年11月の総会におきまして、聖域なき関税撤廃を前提としたT P P参加、及び市町村合併を前提とした道州制の取り組みには断固反対する決議を行いまして、当日、政府を初め関係省庁に要請をしてきております。

なお、昨日の報道、そしてきょうの報道によりますと、T P Pへの参加については、与党自民党は、米など主要農産物と国民皆保険制度は例外とするよう決議をし、政府に申し入れ、今日総理が参加についての表明というようなことを報じられております。

次に、職員の給与についてでございます。既にこれも報道等でご承知いただいていることと存じますが、当村は、災害により減額した国のラスパイレスより低い状況でありますので、私は現給与体系、現状給与で支給をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 再質問といいますか、今の村長の答えですが、本当に心強い、町村長会とかあるいは議長会からも出ているんですが、非常に力強い意見を聞きまして、やはり地域を守るということは、こういうところからやっつけていかなければいけないと、こんなふうに

思いましたし、また今の職員のラスパイレス指数からから考えても、ぜひそういう人たちの立場を考えた上で、最低でも下げない、むしろ上げていただくぐらいの対応で当然ぐらい思うわけであります。既に100以上のところは結果的に下げられるところもあると思いますけれども、本当に朝日村は今までも大きな努力をしているものですから、そういう意味ではぜひ守って行っていただきたい。

これは私の切なる思いですので、今日はそんな思いを最後に述べまして、村長から非常に心強いTPP反対とか、道州制についてもそういう意見が出されておりますし、ぜひ力を入れて頑張っていてほしいなど、そんなふうを考えまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで斉藤勝則君の一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。大変ご苦勞さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時19分

平成25年第1回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成25年3月21日(木) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 庁舎研究特別委員長の報告
- 第 4 常任委員長の報告
- 第 5 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 6 議案第4号から議案第35号までの質疑、討論、採決  
(追加付議事件)
- 第 7 議案第36号 朝日村緑の体験館・屋外調理施設・緑のコロシウム・野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第37号 あさひプライムスキー場の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 発議第 1号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書について
- 第11 発議第 2号 年金2.5%削減中止を求める意見書について
- 第12 議案提案説明
- 第13 議案内容説明
- 第14 議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議第2号の質疑、討論、採決
- 第15 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第16 報告第 1号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
- 第17 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

出席議員(10名)

1番 中村賢郎君

2番 武田栄市君

3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	下田幸子君
総務課長兼 会計管理者	柳沢正喜君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	塩原忠男君	会計課長	筒井貞子君
教育次長	高山義教君	総務課 課長補佐	上條晴彦君
総務課 副主幹	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎発言取り消しの申し出について

○議長（上條俊策君） 林 邦宏議員からこのたびの3月15日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、一般質問の通告からはずれた不適切な発言があったため、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで、林 邦宏議員から陳謝の発言の申し出がありますので、これを許可します。

林 邦宏議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 発言の取り消しに当たり、おわびを申し上げたいと思います。

このたび3月15日の私の一般質問の発言の中で、質問事項から外れた不適切な発言により、誤解を招くことになったことについて深く反省し、村長初め議員各位、村関係者に陳謝いたします。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（上條俊策君） お諮りいたします。

これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、林 邦宏議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

---

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 君

7番 三 村 清 君

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎庁舎研究特別委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、庁舎研究特別委員長の報告を求めます。

庁舎研究特別委員長、武田栄市君。

〔庁舎研究特別委員長 武田栄市君登壇〕

○庁舎研究特別委員長（武田栄市君） それでは、庁舎研究特別委員会の報告をいたします。

1、調査事件。朝日村新庁舎建設の基本構想策定について。

2番、調査の経過。年月日と内容について主なところを申し上げます。

平成23年12月7日、12月定例会におきまして、庁舎研究特別委員会設置に関する決議が行われました。平成24年1月20日、第1回の庁舎研究特別委員会で、委員会の取り組みに

ついて協議をいたしました。

1つとして、役場庁舎研究検討委員会の傍聴をするということ。

2つ目に、議会として研究検討をし、独自の基本構想は作成しない。

3つ目、庁舎建設に向けての基本構想という概念と、他市町村の基本構想の勉強をするということを委員会で決めました。

同じく2月8日ですが、神奈川県平塚市の庁舎建設基本構想策定の取り組みについて視察をいたしました。規模は26万人と大きな違いがありますが、庁舎建設の基本構想の内容については非常に素晴らしいもので、学ぶべきものがたくさんありました。

それから、5月21日、麻績村、青木村庁舎の視察をいたしました。近隣の市町村で朝日村と同規模の村の役場を視察するという事で視察を実施いたしました。素晴らしい庁舎で大いに参考になりました。

10月9日、第4回の庁舎研究特別委員会におきまして、地域代表の役場庁舎研究検討委員会から提出されました朝日村新庁舎建設基本構想案につきまして、小林委員長から説明を受け意見交換を行いました。

10月15日、埼玉県宮代町の国内最大級の木造庁舎の視察を行いました。カラマツを集成材に加工した立派な木造庁舎を見させていただきました。

それから、25年2月28日、第1回の庁舎研究特別委員会におきまして委員会としてのまとめ、委員会の廃止について協議をいたしました。

それから3ですが、庁舎検討事項等の内訳ですが、1としまして、議会としての新庁舎建設への取り組みとしまして、1つは、基本構想が各地区の村民の声が反映されたものとなるよう検証するという事、それから先進視察による研究を行うという取り組みをするということでございます。

2番目に、朝日村新庁舎建設に向けてということでございますが、ちょっと長くなりますが読ませていただきます。

1つとしまして、丁寧な説明段階を踏まえたため、新庁舎建設の必要性の村民合意は十分に得られたと評価をいたします。

2番目、基本構想は建設候補地3案と、建設実現に向けての規模、機能、施設内容についておさえられ、現朝日村庁舎の現状課題を解決する方向で捉えられている。しかし、これを実現すべき予算、事業費とか財源ですが、これが明確でない。ただ、構想の中でも建設候補地が複数あることにより算定が困難としておりますが、建設委員会では早急に候補地を絞り、

予算、事業費、財源を明確にするべきであるということでございます。

3番目に③ですが、建設候補地の中に現庁舎所在地もありますので難しいところではありますが、それ以外の候補地では現庁舎の今後のあり方についても、一定の方向を示すべきではないかと思われまます。

④ですが、慎重な説明が大切であります。基本構想を受けて建設段階においては、ある程度スピード感が必要と思われまます。経済、政治の状況はめまぐるしく変化しておりますので、財政状況を十分に勘案して取り組むことを望みたいということでありまます。

⑤ですが、華美ではないが、朝日村のシンボルとしての役割を持つ庁舎には、村民の期待や希望が盛り込まれるものと思われまます。コストパフォーマンスを重視するも、その点も大切にされたいということでありまます。

⑥でありまます、議会の議場は専用ではなく、広く村民が多目的にも利用できるようにされたい。

⑦、最新の庁舎には、庁舎の中に住民の交流ができる場所が位置づけられておるところが多くありまます。事務機能や防災機能が重要でありまますけれども、親しく住民が庁舎に集う場所は必要であり、明確に位置づけられたいということでありまます。

⑧、候補地の中に中央公民館周辺がありまます、村民の希望が多いときは、中央公民館施設再整備も念頭に入れて庁舎建設の基本計画を練られたいということでありまます。

⑨、将来の村の活性化の中心として関係施設、商店あるいは金融など、連携して庁舎の施設設計を図ることも一案と考えまます。

最後に、大きい4番ですが、特別委員会の廃止についてでありまます。当委員会の設置期限は、庁舎建設基本構想策定まででありまますので、当初の目的を達成したため、本日をもって廃止といたしまます。

なお、基本構想はあくまでも設計与件をまとめる段階でありまますので、細かい村民の要望は、庁舎建設基本設計に十分に反映されるよう庁舎建設委員会に期待するものでありまます。

以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これにより、ただいまありまました庁舎研究特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止についての質疑を行います。

質疑はありまませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略し、庁舎研究特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止については、委員長報告のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、庁舎研究特別委員会の調査報告並びに特別委員会の廃止については、委員長報告のとおりと決定いたしました。

---

### ◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会委員長、林 邦宏君。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会陳情審査委員長報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月12日に開催し、慎重審査の結果、陳情第11号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書は、平成24年第4回定例議会で継続審査をしてきたものでございますが、今回は賛成多数により採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、採択3、審査未了1でした。

不正申請や過払い等の諸問題が発生していますが、実際、生活保護を必要として利用している人たちの生活保護費の削減につながる保護基準の引き下げは実施すべきでないという判断からです。

次に、陳情第1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情については、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、平成12年から15年時、消費者物価指数が下がった際、据え置きの特例措置で、その際の年金払い過ぎに起因するのが今回の改正に至ったのではないかとことです。

年金の物価スライドは、物価高騰時の年金の目減り回避策と考えております。年金に依存

している年金生活者の生活実態を考慮し、この陳情を採択いたしました。

以上です。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、これから常任委員会委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第11号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号 年金2.5%削減中止を求める陳情について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎議案第4号から議案第35号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第6、議案第4号から議案第35号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号 一般職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村企業立地の促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村情報施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村村道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 朝日村村道の道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 朝日村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 朝日村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 辺地に係る総合計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成24年度朝日村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい

てを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成25年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成25年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたしま

す。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成25年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時10分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

---

◎追加議案 議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議  
第2号の一括上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第7、議案第36号から議案第38号並びに日程第10、発  
議第1号及び発議第2号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第12、ただいま上程されました議案の提案説明を求めます。  
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を  
申し上げます。

本日、提案いたしました議案は、指定管理2件、人事1件の計3件でございます。

まず、緑の体験館、緑のコロシアム及びキャンプ場等につきましては、平成21年度から佐  
久平尾山開発株式会社が指定管理者として運営してきましたが、委託契約が終了することに

伴いまして、平成25年度から5カ年契約で榎山スノーテック株式会社に管理を委託するものでございます。

また、プライムスキー場につきましては、平成20年度から管理委託により運営してきましたが、これも本年度で5カ年の契約が終了することに伴いまして、新しく平成25年度から10カ年契約で引き続き榎山スノーテック株式会社に管理を委託するものでございます。

次に、教育委員の任命についてでございます。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法の規定によりまして、役場総務課長の柳沢正喜氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。本人の経歴につきましては、先ほど議員の皆様にお示しをしたとおりでございます。

そのほか、地方自治法の規定に基づきまして、専決処分をいたしました事件につきまして、報告をさせていただきます。

以上、本日提案いたしました追加議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上條俊策君） この際、お諮りいたします。発議第1号及び発議第2号の議案提案説明について、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号及び発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

---

### ◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第13、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会にて行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

[全員協議会]

再開 午前10時22分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

---

◎議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第14、議案第36号から議案第38号並びに発議第1号及び発議第2号の質疑、討論、採決を行います。

議案第36号 朝日村緑の体験館・屋外調理施設・緑のコロシアム・野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 あさひプライムスキー場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号 朝日村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、柳沢正喜氏がここにおりますので、柳沢正喜氏の退場を求めます。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君退場〕

○議長（上條俊策君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

柳沢正喜氏について、教育委員会の委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、柳沢正喜氏の教育委員会の委員に任命につき同意することに決定いたしました。

〔総務課長兼会計管理者 柳沢正喜君入場〕

○議長（上條俊策君） 次に、発議第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎朝日村選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（上條俊策君） 日程第15、朝日村選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本件は、来る3月26日をもって朝日村選挙管理委員及び同補充員の任期が満了となるために、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名し、また補充員の順序も議長において定めることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、ただいま配付いたしましたとおり、選挙管理委員に上條俊作さん、清沢禮二郎さん、出口英雄さん、北村俊英さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の皆さんを選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました上條俊作さん、清沢禮二郎さん、出口英雄さん、北村俊英さんが選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員に二茅富子さん、栗津原澄子さん、熊谷幸子さん、下田ゆかりさんを指名します。

なお、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることにいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めること、及び補充の順序についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました二茅富子さん、栗津原澄子さん、熊谷幸子さん、下田ゆかりさんが選挙管理委員補充員に当選をされました。また補充の順序は、指名の順序のとおり決定いたしました。

### ◎報告第1号の報告

○議長（上條俊策君） 日程第16、報告第1号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分についての当局の報告を求めます。

柳沢総務課長。

○総務課長兼会計管理者（柳沢正喜君） それでは、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

記といたしまして、1件50万円以下において、村の義務に属する和解及び損害賠償の額ということでございます。3月5日付で専決処分をいたしました。道路事故に関する和解及び損害賠償額についてということでございます。平成25年2月3日午前10時30分ごろ、朝日村古見のカンロ株式会社朝日工場付近、村道針尾幹2号線において、道路の一部が陥没しているところに走行した相手方の軽乗用自動車のタイヤが損傷したので、これに対する和解及び損害賠償の額を下記のとおり定める。相手方につきましては、ごらんになっていただきますが、損害賠償の額につきましては4,820円でございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 本報告は、地方自治法第180条第1項の規定によるものですので、報告を受けたものとして処理いたします。

---

### ◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第17、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（上條俊策君）　ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけですが、16日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり決定をいただきました。厚くお礼を申し上げます。これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。また村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましても、今後検討をさせていただき、当面しております懸案事項につきましても、村民のため、村政発展のため、実現に努力してまいる所存でございます。

さて、機会あるごとに今まで報告いたしておりますが、大正9年に東筑摩郡37村による東筑摩郡村長会が発足以来、昭和、平成の大合併等、92年にわたる幾多の変遷を経て、現在は5村となっております。これにより、本年3月31日をもちまして、松本地方事務所内の東筑摩郡町村会事務局を閉所することとなりました。そこで、従来からの町村会事務局の所掌事務の見直しを行い、今後も引き続き必要な事柄については、当地区5村の会長等の村で事務を担当することとなりました。当朝日村では、民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、公民館運営協議会、村議会議長会及び村長会の5事案を平成25年度からそれぞれの任期期間を担当することになります。

次に、この3月をもって役場職員を退職される方についてでございます。全国町村会の依頼によりまして、東日本大震災の被災地であります宮城県山元町へ派遣をしておりました総務課の清沢善夫さんは42年間、小学校給食調理員の清沢睦子さんは21年間にわたりそれぞ

れ勤められ、このたび定年を迎え、また総務課税務担当の清沢秀寿さんは33年間勤められ、このたび一身上の都合により退職することとなりました。3人とも役場職員として、職務を全うされ、村民のためにご尽力されましたことに、この場をお借りして感謝を申し上げますのでございます。今後は、長年の経験を生かされ、村民のため、地域のため、村政発展のためにお力添え、ご協力を願い、退職される3人の今後のご健康とご多幸をお祈りするものでございます。

終わりに当たりまして、暑さ寒さも彼岸までという言葉もございますが、今年の厳しい冬からようやく春めいてまいりました今日このごろでございますが、議員の皆さま方におかれましては、時節柄、ご健康にはご自愛をいただき、村政発展のため一層のご活躍、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で、平成25年第1回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時40分

平成二十五年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十五年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録